こども家庭センターでは､｢児童虐待｣ の防止に努めています。
虐待で悩んでいたり、虐待されている子どもを発見したら

一人で悩まないで･･･
「児童虐待防止24時間ホットライン」

中央こども家庭センター
☎078(921)9119
尼崎こども家庭センター
☎06(6494)0505
西宮こども家庭センター
☎0798(74)9119
川西こども家庭センター
☎072(759)7799
加東こども家庭センター
☎0795(48)9300
姫路こども家庭センター
☎079(294)9119
豊岡こども家庭センター
☎0796(22)9119

児童相談所虐待対応ダイヤル
１８９番（いちはやく）

児童相談所相談専用ダイヤル
0120(189)783番

05福Ⓟ1-004 A4
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

ひょうごの児童相談
こども家庭センター業務概要（令和五年七月）
兵庫県こども家庭センター

ひょうごの児童相談

こども家庭センター業務概要
（令和５年７月）

兵庫県こども家庭センター

は　じ　め　に

３年以上の長期にわたるコロナ禍を経て、社会・経済情勢はもとより、子どもたちを取り巻く生活環境や子育てのあり方等は大きく変化しています。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきているとも言われています。

「誰も取り残されない社会」を基調に、子どもたちが心身ともに健やかに成長することは県民全ての願いです。

そのためには、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、そして、子どもの権利を保障することを社会全体で取り組んでいかなければなりません。

本年４月１日に「こども家庭庁」が創設され、こども基本法に定めるこども施策等を社会の真ん中に据え、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活が送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）の実現を目指した取組みがスタートしました。

また、昨年６月に公布された改正児童福祉法（一部を除き令和６年４月施行）に基づき、児童虐待防止対策に加えて、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化、子どもの意見表明支援事業（本県では令和３年10月より先行実施）をはじめ、子どもを主体とした権利擁護の仕組みの構築などに一層取り組むこととなります。

さらに、本県では、令和２年３月に定めた「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、今後10年間で、里親委託率を47.8％に高める目標などを掲げ、家庭養育を優先し、子どもたちに家庭的な養育環境を提供できる体制づくりとともに、社会的養護経験者（ケアリーバー）の自立を支援できる体制づくりにも取り組んでいくこととしています。

こうした児童福祉の大きな転換期にあたっては、子どもたちの安全・安心を第一に、課題を共有し合い、県、市町はもとより、援助関係者を含む県民の皆さんと幅広い理解を深め、協力して取り組んでいくことが必要です。

本書は、多くの関係者の方々とともに、こども家庭センター（児童相談所）への理解を深め、連携を一層強化していくことを目的に、令和４年度の相談援助活動をまとめたものです。ひょうごの児童福祉の向上に幅広く活用され、子どもの権利の擁護が図られた施策がさらに推進される一助になれば幸いです。

令和５年７月

兵庫県中央こども家庭センター所長　木　下　浩　昭
尼崎こども家庭センター所長　川　端　丈　彦
西宮こども家庭センター所長　上　月　　　浩
川西こども家庭センター所長　青　木　健　司
加東こども家庭センター所長　弓　岡　美由希
姫路こども家庭センター所長　山　元　浩　司
豊岡こども家庭センター所長　田　村　　　太

目　　　　次

こども家庭センターの概要

1　業　務

⑴　内　容 …… 1
⑵　相談の種類 …… 2
⑶　援助の内容 …… 3
⑷　相談援助の流れ …… 4

2　概　況

⑴　名称及び所在地 …… 5
⑵　所管区域図 …… 6
⑶　組織及び管内状況 …… 7
⑷　沿　革 …… 9

令和４年度児童相談の概要

1　相談受付の状況

⑴　相談受付件数の推移 …… 11
⑵　経路別の相談受付状況 …… 17
⑶　相談種別の相談受付状況 …… 19
⑷　年齢別・相談種別の受付状況 …… 22

2　対応の状況

⑴　対応件数の推移 …… 23
⑵　こども家庭センター別の対応状況 …… 24
⑶　調査・診断・指導の実施状況 …… 25
⑷　継続指導の実施状況 …… 26
⑸　療育手帳の判定及び交付の状況 …… 27
⑹　児童福祉施設等への措置及び契約の状況 …… 28
⑺　里親・里子の状況 …… 31

3　虐待相談の状況

⑴　相談受付件数の推移 …… 33
⑵　受付・対応の状況 …… 34
⑶　相談の経路 …… 35
⑷　主な虐待者 …… 36
⑸　被虐待者の年齢・相談種別の状況 …… 36
⑹　親権・後見人等関係 …… 38

4　一時保護の状況

⑴　一時保護所の入所状況 …… 39
⑵　保護目的別・種別の一時保護の状況 …… 41
⑶　一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況 …… 42
⑷　一時保護委託の状況 …… 43

5　児童虐待防止24時間ホットラインの受付･対応の状況

⑴　受付の内容 …… 44
⑵　通告内容別の受付・対応の状況 …… 44

⑶　相談内容別の受付・対応の状況　…… 45
⑷　関係機関等からの連絡等　…… 46
⑸　内容別・こども家庭センター等別の受付状況　…… 46
⑹　内容別・年齢別の受付状況　…… 47

令和５年度事業の概要
1　児童虐待防止対策推進事業
⑴　児童虐待防止24時間ホットライン設置事業　…… 48
⑵　こども家庭センターによる市町児童相談への技術的支援事業　…… 48
⑶　児童虐待防止に向けた地域連携強化事業　…… 48
⑷　ひょうごオレンジネット推進事業　…… 48
⑸　児童虐待等対応専門アドバイザーによる支援　…… 49
⑹　虐待をした親等への家族再統合支援事業　…… 49
2　地域における子どもの健全育成推進事業
⑴　地域児童健全育成推進事業　…… 49
⑵　精神科医師等の配置　…… 50
3　職員研修等関連事業
⑴　こども家庭センター職員研修充実強化事業　…… 50
⑵　主任児童委員等連携事業　…… 50
⑶　市町の児童相談体制の強化に向けた支援　…… 50
4　児童虐待防止に向けた児童相談体制強化事業
⑴　警察との連携強化事業　…… 50
⑵　相談機能強化事業　…… 51
⑶　被虐待児を支援する関係機関連携事業　…… 51
⑷　児童虐待防止医療ネットワークの推進　…… 51
⑸　乳児院における児童虐待対応強化事業　…… 51
⑹　子どもの権利擁護のための意見表明支援事業　…… 51
⑺　ＳＮＳ相談事業　…… 52
5　里親・ファミリーホーム制度普及啓発研修事業
⑴　里親・ファミリーホーム制度普及啓発　…… 52
⑵　里親との交流会事業　…… 52
⑶　地区里親研修会事業　…… 52
⑷　広報啓発事業　…… 52
⑸　委託前養育等支援事業　…… 52
6　その他
⑴　療育相談指導事業　…… 53
⑵　児童相談部会設置運営事業　…… 53
⑶　こども家庭センター、地区民生委員・児童委員協議会会長等連絡会　…… 53
⑷　こども家庭センターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化　…… 53

参考資料
児童福祉法に基づく施設一覧　…… 54

こども家庭センターの概要

1　業　務

⑴　内　容

こども家庭センターは、児童福祉法第12条に基づいて設置されている児童福祉行政の専門機関（児童相談所）で、兵庫県には、７カ所（明石市・尼崎市・西宮市・川西市・加東市・姫路市・豊岡市）設置され、主として次のような業務を行っています。

なお、神戸市（政令指定都市）・明石市（中核市）は、独自に児童相談所（神戸市こども家庭センター・明石こどもセンター）を設置しています。

○　子どもに関する、家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。

○　福祉事務所、家庭裁判所等の関係機関から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を展開する。

○　子ども及びその家庭について、主に児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、一時保護所職員による行動診断、医師による医学診断、その他の診断をもとに、総合診断（判定）を行い、問題解決のために最も適切な援助指針を定め、必要な援助を行う。

○　必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当な者に一時保護を委託する。

○　必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む。）させ、又は里親に委託する。

○　里親や養子縁組により養子となる子どもや養親、実親等の相談に応じ必要な援助を行う。

○　子どもの福祉に関し、市町に対する情報の提供、その他の必要な援助を行う。

○　児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発や関係機関ネットワークの形成、児童虐待についての研修の実施等を行う。

○　障害児及びその保護者等の福祉の向上を図ることを目的とする事業を行う。

○　家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携して行う。

○　その他子どもの健全な育成のために必要な援助、啓発活動等の事業を行う。

⑵ 相談の種類

相談種別		相談内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律第２条に規定する次の行為に関する相談 ア　身体的虐待…生命・健康に危険のある身体的な暴行 イ　性的虐待……性交、性的暴行、性的行為の強要 ウ　心理的虐待… 　暴言や差別など心理的外傷を与える行為、子どもが同居する家庭における配偶者・家族に対する暴力 エ　保護の怠慢・拒否（ネグレクト）… 　保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等により養育が困難な子ども、迷子、親権を喪失・停止した親の子ども、後見人を持たぬ子ども等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合を除く。）
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、又は通告が予定されている子どもに関する相談、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記以外の相談

(3) 援助の内容

指導・措置		内容
措置によらない指導	助言指導	１回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導を行う
	継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う
	他機関あっせん	当所で相談・指導を行うより、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等の他機関に相談した方が良い場合は、当該機関にあっせんする
児童福祉司指導		複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、児童福祉司が家庭を訪問する等の方法により、継続的に行う
児童委員指導		問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して、児童委員が行う
市町指導委託		子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して、市町に指導を委託して行う
児童家庭支援センター指導委託		地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う
訓戒・誓約措置		子ども又は保護者等に注意を喚起することにより、問題の再発を防止する
児童福祉施設入所（通所）措置		家庭養護のできない子どもや情緒障害のある子ども等を児童福祉施設に入所（通所）させて必要な指導、療育訓練等を行う
指定発達支援医療機関委託		厚生労働大臣の指定する医療機関に進行性筋萎縮症児・重症心身障害児の療養を委託する
小規模住居型児童養育事業者委託		小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）への委託が適当と認められる場合に、家庭での養育に欠ける子どもの養育を委託する
里親委託		里親への委託が適当と認められる場合に、家庭での養育に欠ける子どもの養育を委託する
児童自立生活援助委託		児童福祉施設等を退所しなければならなくなった者その他であって、義務教育を終了した20歳未満の子ども等に対し、自立のための援助及び生活指導が必要と認められる場合に、自立援助ホームに委託して行う
市町への事案送致		面接や調査の結果、安全の緊急性がないと考えられる事案で、市町での情報提供、相談、調査及び指導その他の支援を行うことを要すると認められる場合に、市町に送致する
福祉事務所送致（社会福祉主事又は知的障害者福祉司の指導を含む）		子ども、保護者等を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、母子生活支援施設、保育所への入所が必要である場合等のケースを福祉事務所で援助すべきものとして通知する
家庭裁判所送致		家庭裁判所の審判に付することが適当である子ども、強制的措置を必要とする子ども等を家庭裁判所に送致する

⑷　相談援助の流れ

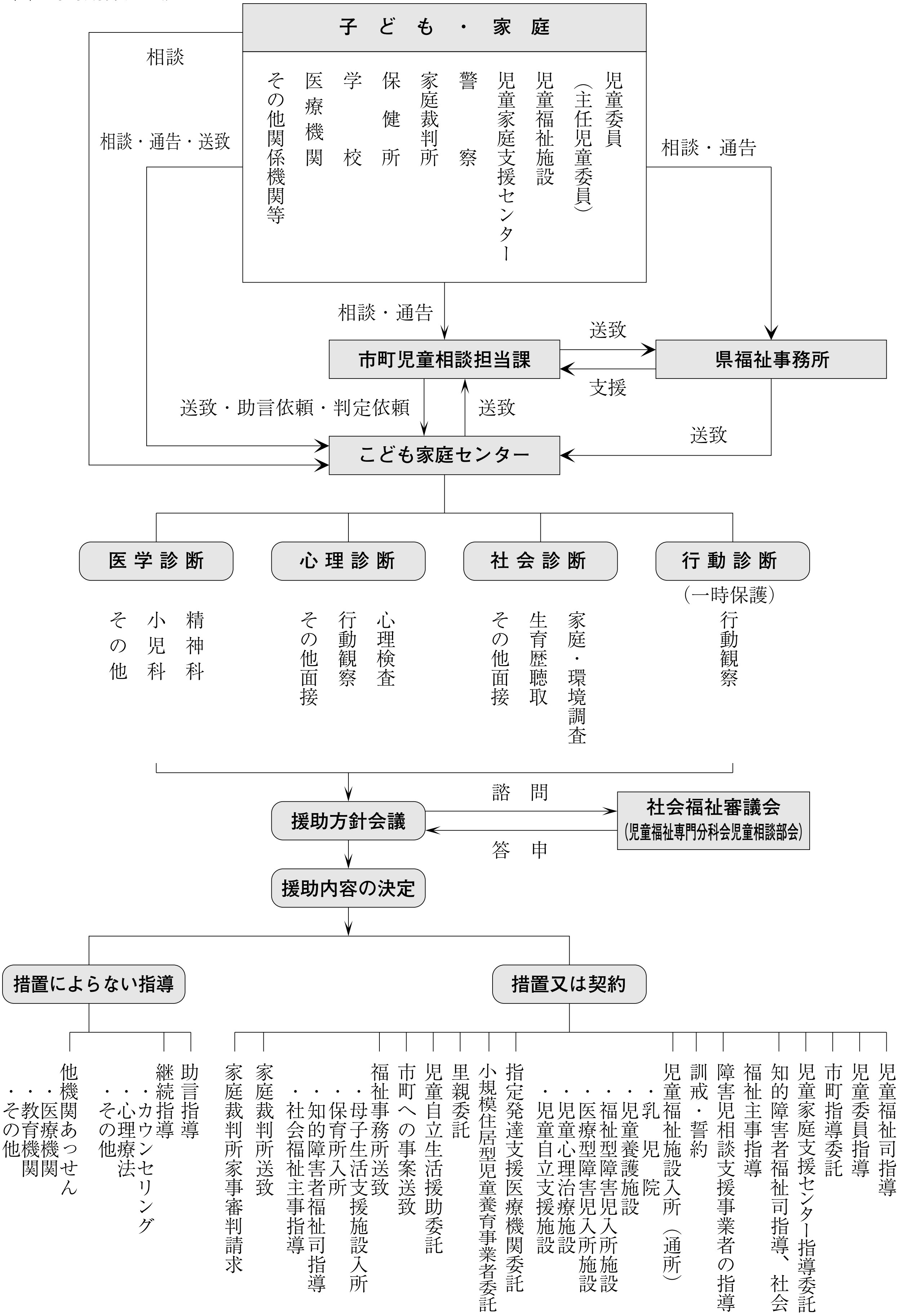

子ども・家庭
児童委員（主任児童委員）
児童福祉施設
児童家庭支援センター
警察
家庭裁判所
保健所
学校
医療機関
その他関係機関等
相談
相談・通告・送致
相談・通告
相談・通告
市町児童相談担当課
送致
支援
県福祉事務所
送致・助言依頼・判定依頼
送致
送致
こども家庭センター
医学診断
精神科
小児科
その他
心理診断
心理検査
行動観察
その他面接
社会診断
家庭・環境調査
生育歴聴取
その他面接
行動診断
（一時保護）
行動観察
諮問
援助方針会議
社会福祉審議会
(児童福祉専門分科会児童相談部会)
答申
援助内容の決定
措置によらない指導
助言指導
継続指導
・カウンセリング
・心理療法
・その他
他機関あっせん
・医療機関
・教育機関
・その他
措置又は契約
児童福祉司指導
児童委員指導
市町指導委託
児童家庭支援センター指導委託
知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導
障害児相談支援事業者の指導
訓戒・誓約
児童福祉施設入所（通所）
・乳児院
・児童養護施設
・福祉型障害児入所施設
・医療型障害児入所施設
・児童心理治療施設
・児童自立支援施設
指定発達支援医療機関委託
小規模住居型児童養育事業者委託
里親委託
児童自立生活援助委託
市町への事案送致
福祉事務所送致
・母子生活支援施設入所
・保育所入所
・知的障害者福祉司指導
・社会福祉主事指導
家庭裁判所送致
家庭裁判所家事審判請求

２ 概　　況

⑴ 名称及び所在地

こども家庭センター		所　在　地	電　話	所管区域
中央 こども家庭センター		〒673－0021 明石市北王子町13－5	(078) 923−9966 FAX(078) 924−0033	加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
	洲本分室	〒656－0021 洲本市塩屋2丁目4－5 (洲本総合庁舎内)	(0799) 26−2075 FAX(0799) 26−0269	洲本市、南あわじ市、 淡路市
尼崎 こども家庭センター		〒661－0974 尼崎市若王寺2丁目18－3 ひと咲きタワー９階	(06) 4950−5001 FAX(06) 6491−3300	尼崎市
西宮 こども家庭センター		〒662－0862 西宮市青木町3－23	(0798) 71−4670 FAX(0798) 74−2538	西宮市、芦屋市
川西 こども家庭センター		〒666－0017 川西市火打１丁目12－16 キセラ川西プラザ３階	(072) 756−6633 FAX(072) 756−6006	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
	丹波分室	〒669－3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795) 73−3866 FAX(0795) 72−4602	丹波篠山市、丹波市
加東 こども家庭センター		〒679－0212 加東市下滝野1269－2 加東市元滝野庁舎２階	(0795) 27−8250 FAX(0795) 48−9319	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路 こども家庭センター		〒670－0092 姫路市新在家本町1丁目1－58	(079) 297−1261 FAX(079) 298−1895	姫路市、相生市、 たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、 福崎町、太子町、上郡町、 佐用町
豊岡 こども家庭センター		〒668－0063 豊岡市正法寺446	(0796) 22−4314 FAX(0796) 24−0484	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町

神戸市 こども家庭センター	〒652－0862 神戸市兵庫区上庄通 １丁目1－27	(078) 599−7300 FAX(078) 977−8085	神戸市

明石 こどもセンター	〒674－0068 明石市大久保町ゆりのき通 1丁目4－7	(078) 918−5097 FAX(078) 918−5128	明石市

⑵　所管区域図

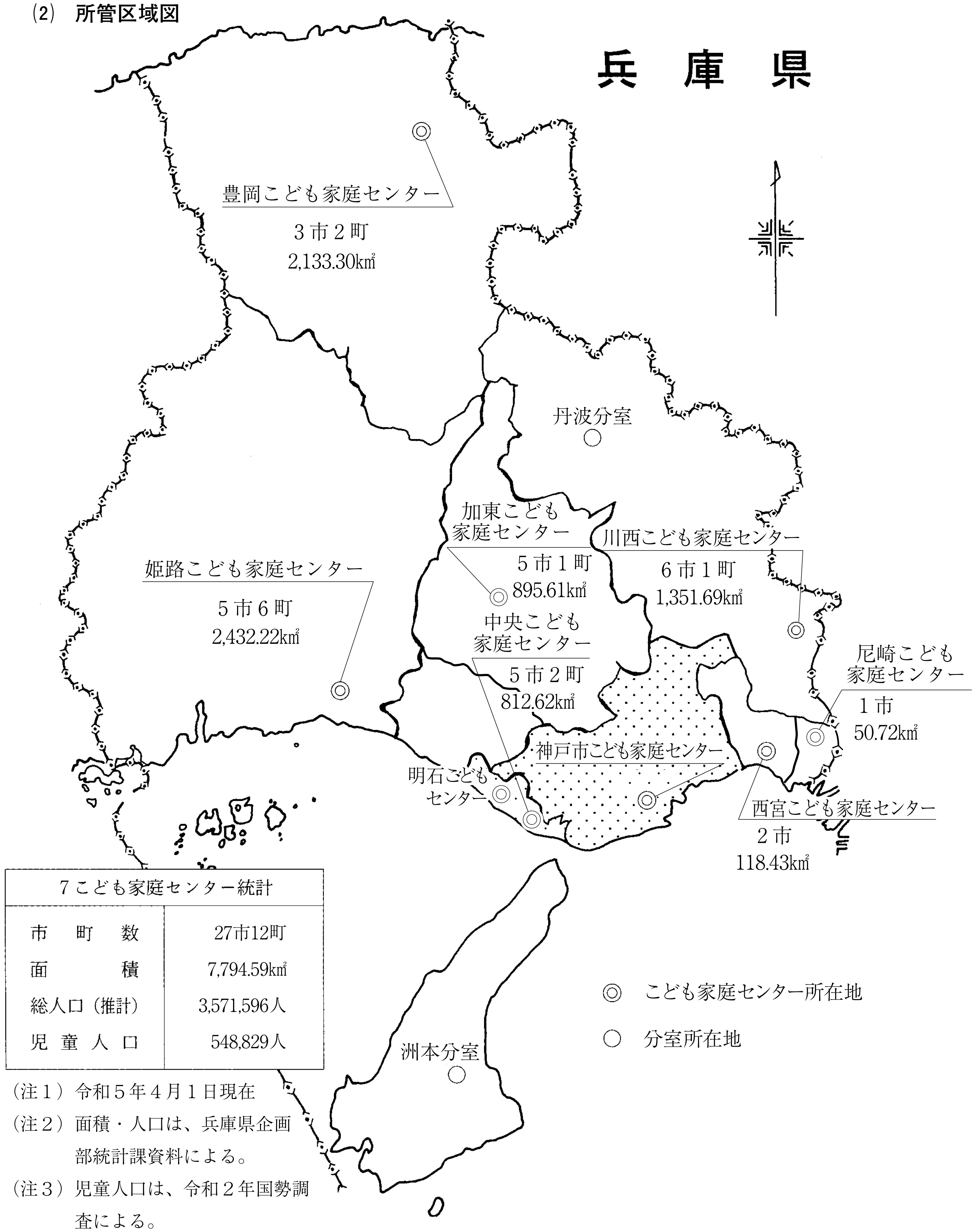

7こども家庭センター統計	
市　町　数	27市12町
面　　　積	7,794.59㎢
総人口（推計）	3,571,596人
児　童　人　口	548,829人

（注1）令和5年4月1日現在

（注2）面積・人口は、兵庫県企画部統計課資料による。

（注3）児童人口は、令和2年国勢調査による。

(3) 組織及び管内状況

（令和５年４月１日現在）

組織

中央こども家庭センター

こども総括監 ― 所長（こども総括監兼務）

- 総務企画課
  - 課長 1人（副所長兼務）
  - 企画指導専門員 1人（児童福祉司）
  - 総務専門員 1人
  - 児童虐待防止対策専門員 1人
  - 庶務 2人
  - 宿日直代行員 3人（会計年度任用職員）
  - 児童福祉事務員 1人（会計年度任用職員）
  - 児童虐待相談員 4人（会計年度任用職員）
  - 庶務・用務員 1人（会計年度任用職員）
  - 県政推進員 4人（会計年度任用職員）
- 家庭支援課
  - 所長補佐兼課長 1人（児童福祉司）
  - 児童福祉専門員 2人（児童福祉司）
  - 児童福祉司 6人
  - 相談調査員 5人
  - 保健師 1人（児童福祉司）
  - 出向警察官 1人
  - 医務（精神科医） 3人（会計年度任用職員）
  - 児童福祉対策推進員 3人（会計年度任用職員）
  - 安全確認指導員 1人（会計年度任用職員）
  - 家庭養護推進員 1人（会計年度任用職員）
- 医療参事
- 副所長
  - 育成支援課
    - 課長 1人（副所長兼務・児童福祉司）
    - 相談調査員 3人
    - 児童心理司 7人
    - 心理判定事務員 2人（会計年度任用職員）
  - 洲本分室
    - 課長 1人（児童福祉司）
    - 児童福祉司 2人
    - 児童心理司 1人
    - 医務（精神科医） 2人（会計年度任用職員）（再掲）
    - 心理判定事務員 1人（会計年度任用職員）
- 副所長
  - 保護第１課
    - 課長 1人（副所長兼務・児童福祉司）
    - 児童心理司 1人
    - 児童指導員 9人
    - 保育士 4人
    - 心理判定事務員 1人（会計年度任用職員）
    - 一時保護事務員 13人（会計年度任用職員）
    - 県政推進員 1人（会計年度任用職員）（再掲）
    - 一時保護所学習相談・指導員 2人（会計年度任用職員）
  - 保護第２課
    - 課長 1人（児童福祉司）
    - 児童指導員 5人
    - 保育士 4人
    - 看護師 2人
    - 医務（小児科医） 1人（会計年度任用職員）
    - 一時保護事務員 9人（会計年度任用職員）
    - 一時保護補助事務員 1人（会計年度任用職員）
    - 一時保護夜間専門員 2人（会計年度任用職員）
    - 医療相談専門員 1人（会計年度任用職員）

計　66人（会計年度任用職員を除く。）

尼崎こども家庭センター

所長 ― 副所長 ― 副所長

- 総務課
  - 課長 1人（副所長兼務）
  - 庶務 2人
- 家庭支援課
  - 課長 1人（児童福祉司）
  - 児童福祉専門員 2人（児童福祉司）
  - 児童福祉司 8人
  - 児童福祉司 2人（研修生）
  - 保健師 1人（児童福祉司）
  - 出向警察官 1人
  - 相談調査員 1人
  - 相談調査員 1人（研修生）
  - 医務（精神科医） 1人（会計年度任用職員）
  - 医務（小児科医） 3人（会計年度任用職員）
  - 安全確認指導員 1人（会計年度任用職員）
  - 児童福祉対策推進員 3人（会計年度任用職員）
- 育成支援課
  - 課長 1人（副所長兼務・児童福祉司）
  - 児童福祉司 2人
  - 児童心理司 6人
  - 児童心理司 1人（研修生）
  - 心理判定事務員 3人（会計年度任用職員）

計　31人（会計年度任用職員を除く。）

西宮こども家庭センター

所長 ― 副所長 ― 副所長

- 総務課
  - 課長 1人（副所長兼務）
  - 総務専門員 1人
  - 庶務 2人
  - 庶務・用務員 1人（会計年度任用職員）
- 家庭支援課
  - 課長 1人（児童福祉司）
  - 児童福祉専門員 2人（児童福祉司）
  - 児童福祉司 9人
  - 児童福祉司 1人（研修生）
  - 相談調査員 2人
  - 相談調査員 1人（研修生）
  - 保健師 1人（児童福祉司）
  - 出向警察官 1人
  - 医務（精神科医） 1人（会計年度任用職員）
  - 医務（小児科医） 3人（会計年度任用職員）
  - 安全確認指導員 1人（会計年度任用職員）
  - 児童福祉対策推進員 3人（会計年度任用職員）
  - 家庭養護推進員 1人（会計年度任用職員）
- 育成支援課
  - 課長 1人（副所長兼務・児童福祉司）
  - 児童福祉司 1人
  - 相談調査員 1人
  - 児童心理司 6人
  - 心理判定事務員 3人（会計年度任用職員）
  - 児童福祉対策推進員 1人（会計年度任用職員）

計　32人（会計年度任用職員を除く。）

管轄区域・管内状況

区分	中央こども家庭センター		尼崎こども家庭センター		西宮こども家庭センター	
管轄区域	洲本市、加古川市、高砂市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町		尼崎市		西宮市、芦屋市	
管内状況	総人口（推計）	529,760人	総人口（推計）	454,887人	総人口（推計）	576,928人
	児童人口	81,729人	児童人口	57,842人	児童人口	93,521人
	認定こども園数	67所	認定こども園数	21所	認定こども園数	44所
	保育所数	48所	保育所数	82所	保育所数	66所
	幼稚園数	31園	幼稚園数	27園	幼稚園数	60園
	小学校数	86校	小学校数	42校	小学校数	51校
	中学校数	39校	中学校数	19校	中学校数	33校
	高等学校数	18校	高等学校数	13校	高等学校数	21校
	特別支援学校数	4校	特別支援学校数	1校	特別支援学校数	5校
	児童委員数	1,076人	児童委員数	751人	児童委員数	685人
	主任児童委員数	60人	主任児童委員数	24人	主任児童委員数	42人

（注１）組織は、令和５年６月１日現在の状況による。
（注２）児童人口は、令和２年国勢調査による。
（注３）学校数は、分校及び全日制に併置した定時制・通信制・休校（園）は含まない。
（注４）中等教育学校は、中学校及び高等学校にそれぞれ１校とした。
（注５）児童委員・主任児童委員数は定数。

区分 ＼ こども家庭センター	川西こども家庭センター	加東こども家庭センター	姫路こども家庭センター	豊岡こども家庭センター
組織	所長―副所長 総務課 課長 1人(副所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) 家庭支援課 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 2人(児童福祉司) 児童福祉司 14人 児童福祉司 2人(研修生) 相談調査員 1人 保健師 1人(児童福祉司) 出向警察官 1人 医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員) 安全確認指導員 1人(会計年度任用職員) 児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員) 家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員) 育成支援課 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 7人 児童心理司 1人(研修生) 児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員) 心理判定事務員 5人(会計年度任用職員) 丹波分室 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 1人 医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員) 心理判定事務員 1人(会計年度任用職員) 計 41人(会計年度任用職員を除く。)	所長―副所長 総務課 課長 1人(副所長兼務) 庶務 1人 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) 家庭支援課 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 1人(児童福祉司) 児童福祉司 5人 相談調査員 1人 保健師 1人(児童福祉司) 医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員) 医務(小児科医) 2人(会計年度任用職員) 出向警察官 1人 児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員) 育成支援課 課長 1人(副所長兼務・児童福祉司) 児童福祉司 1人 児童心理司 2人 心理判定事務員 2人(会計年度任用職員) 計 17人(会計年度任用職員を除く。)	所長―副所長 総務課 課長 1人(副所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) 家庭支援課 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 3人(児童福祉司) 児童福祉司 11人 相談調査員 4人 保健師 1人(児童福祉司) 出向警察官 1人 医務(精神科医) 3人(会計年度任用職員) 児童福祉対策推進員 4人(会計年度任用職員) 安全確認指導員 1人(会計年度任用職員) 家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員) 育成支援課 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 6人 相談調査員 1人 心理判定事務員 4人(会計年度任用職員) 計 35人(会計年度任用職員を除く。)	所長―副所長 総務課 課長 1人(副所長兼務) 庶務 1人 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) 家庭・育成支援課 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 1人(児童福祉司) 児童福祉司 2人 相談調査員 1人 児童心理司 3人 保健師 1人(児童福祉司) 医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員) 児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員) 安全確認指導員 1人(会計年度任用職員) 家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員) 計 12人(会計年度任用職員を除く。)
管轄区域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

管内状況

	川西		加東		姫路		豊岡	
管内状況	総人口(推計)	802,285人	総人口(推計)	256,382人	総人口(推計)	800,557人	総人口(推計)	150,797人
	児童人口	127,728人	児童人口	38,361人	児童人口	126,687人	児童人口	22,961人
	認定こども園数	56所	認定こども園数	56所	認定こども園数	131所	認定こども園数	40所
	保育所数	94所	保育所数	11所	保育所数	68所	保育所数	15所
	幼稚園数	77園	幼稚園数	7園	幼稚園数	67園	幼稚園数	11園
	小学校数	120校	小学校数	54校	小学校数	136校	小学校数	57校
	中学校数	51校	中学校数	25校	中学校数	72校	中学校数	24校
	高等学校数	27校	高等学校数	13校	高等学校数	36校	高等学校数	13校
	特別支援学校数	10校	特別支援学校数	4校	特別支援学校数	7校	特別支援学校数	3校
	児童委員数	1,275人	児童委員数	618人	児童委員数	1,597人	児童委員数	528人
	主任児童委員数	73人	主任児童委員数	39人	主任児童委員数	107人	主任児童委員数	39人

(4) 沿　革

年	月	中　央	尼　崎	西　宮
昭和3		昭和御大典記念事業として兵庫県立児童研究所設立議案が議会承認		
7	5	神戸市生田区(現中央区)に児童研究所開設		
22	2	児童研究所内に児童鑑別所及び一時保護所東風寮設立		
	12	児童福祉法公布		
23	1	児童鑑別所廃止		
	4	児童福祉法施行		
	6	児童研究所内に兵庫県立中央児童相談所設置		
	7			西宮市松原町、武庫川地方事務所内に兵庫県立西宮児童相談所設置
	8			
24	2			兵庫県立摂丹児童相談所と改称
	4	児童研究所及び一時保護所東風寮を廃止し、中央児童相談所に継承		
25	5			
	11			
26	10			西宮市六湛寺町に新築移転
31	11	地方自治法の一部を改正する法律の施行を受けて、中央児童相談所内に神戸市児童相談所開設(同市にかかるものを移管)		
33	6	兵庫県中央児童相談所と改称		兵庫県摂丹児童相談所と改称
35	5			西宮市戸崎町に移転
36	8			
	11	組織改正(総務課、相談指導課の2課制)		組織改正(総務係、相談調査係、判定指導係の3係制)
37	8	明石市貴崎に新築移転		
38	7			
39	4	淡路福祉事務所(洲本市)内に淡路分室設置		
40	4	組織改正(総務課、相談調査課、判定指導課の3課制)		組織改正(総務課、相談指導課の2課制)
	9			
43	10			現在地(西宮市青木町)に新築移転
44	11	淡路分室を洲本総合庁舎内に移転		
52	4	淡路分室に課長を配置		
53	4			組織改正(総務課、相談調査課、判定指導課の3課制) 氷上郡柏原町に丹波分室設置、課長を配置
57	4	淡路分室を洲本分室と改称		兵庫県西宮児童相談所と改称 丹波分室を柏原分室と改称
60	6			尼崎駐在設置、課長を配置
平成4	4	現在地(明石市北王子町)に新築移転		
5	4	一時保護所を中央児童相談所に統合 組織改正(総務課、企画指導課、相談調査課、判定指導課、一時保護課及び洲本分室の5課1分室制)		一時保護所を廃止(中央児童相談所に統合)
10	4	兵庫県中央こどもセンターと改称		兵庫県西宮こどもセンターと改称
14	4	虐待、家庭内暴力24時間ホットラインの電話相談に関する業務を行う児童虐待相談員を配置		組織改正(総務課、相談調査第1課、相談調査第2課、判定指導課の4課制)
15	3	一時保護所を増築		
	4	組織改正(総務課、企画指導課、相談調査課、判定指導課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の6課1分室制)		
17	4	兵庫県中央こども家庭センターと改称 組織改正(総務課、企画指導課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の6課1分室制)		兵庫県西宮こども家庭センターと改称 組織改正(総務課、家庭支援第1課、家庭支援第2課、育成支援課の4課制)
18	4	家庭支援課に児童福祉専門員を配置		家庭支援課に児童福祉専門員を配置 組織改正(総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制) 川西分室設置(家庭支援課、育成支援課の2課制)
21	4			川西分室が兵庫県川西こども家庭センターとして独立 柏原分室は川西こども家庭センターの所管となるとともに丹波分室と改称
22	4	調整参事を配置、こども家庭センターに指導担当参与を配置		
25	1			
	2			現在地(西宮市青木町)に新築建替
	4	組織改正(総務企画課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の5課1分室制)		
28	4	こども総括監を配置(所長兼務)、調整参事を廃止		尼崎駐在を派遣方式に変更、課長廃止
30	10			
31	4	明石市が明石こどもセンター(明石市大久保町)設置 指導担当参与を廃止		
令和2	4			組織改正(総務課、家庭支援第1課、家庭支援第2課、育成支援課の4課制)
	10	加東こども家庭センター分室設置(家庭支援課1課制)		
3	4	加東こども家庭センター分室が兵庫県加東こども家庭センターとして独立	尼崎市若王寺に、兵庫県尼崎こども家庭センター設置(総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制)	組織改正(総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制) 兵庫県尼崎こども家庭センター新設に伴い、管轄区域から尼崎市が外れるとともに尼崎駐在廃止
4	4	医療参事を配置、児童虐待防止対策専門員(令和3年児童課配置)を変更		

年	月	川　西	加　東	姫　路	豊　岡
昭和3					
7	5				
22	2				
	12				
23	1				
	4				
	6				城崎郡豊岡町、北但地方事務所内に兵庫県立豊岡児童相談所設置
	7				
	8			姫路市西新町、神飾地方事務所内に兵庫県立姫路児童相談所設置	豊岡町厚生会館内に移転
24	2				
	4				
25	5				豊岡市宵田、豊岡市農業協同組合内に移転
	11			兵庫県立播磨児童相談所と改称	兵庫県立但馬児童相談所と改称
26	10				
31	11				
33	6			兵庫県播磨児童相談所と改称	兵庫県但馬児童相談所と改称
35	5				
36	8			組織改正（総務係、相談調査係の２係制）	組織改正（総務係、相談指導係の２係制）
	11				
37	8				
38	7				豊岡市幸町に新築移転
39	4				
40	4			組織改正（総務課、相談指導課の２課制）	組織改正（総務課、相談指導課の２課制）
	9			現在地（姫路市新在家）に新築移転	
43	10				
44	11				
52	4				
53	4				
57	4			兵庫県姫路児童相談所と改称	兵庫県豊岡児童相談所と改称
60	6				
平成4	4				
5	4			一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合） 組織改正（総務課、相談調査課、判定指導課の３課制）	一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合）
10	4			兵庫県姫路こどもセンターと改称	兵庫県豊岡こどもセンターと改称
14	4				
15	3				
	4				
17	4			兵庫県姫路こども家庭センターと改称 組織改正（総務課、家庭支援課、育成支援課の３課制）	兵庫県豊岡こども家庭センターと改称 組織改正（総務課、家庭･育成支援課の２課制）
18	4			家庭支援課に児童福祉専門員を配置	家庭･育成支援課に児童福祉専門員を配置
21	4	川西市火打に、兵庫県川西こども家庭センター設置（総務課、家庭支援課、育成支援課の３課制） 柏原分室は川西こども家庭センターの所管となるとともに丹波分室と改称			
22	4				
25	1				現在地（豊岡市正法寺）に新築移転
	2			現在地（姫路市新在家）に新築建替	
	4				
28	4				
30	10	現在地（川西市火打）に移転			
31	4				
令和2	4				
	10				
3	4		加東市下滝野に、兵庫県加東こども家庭センター設置（総務課、家庭支援課、育成支援課の３課制）		

令和４年度児童相談の概要

㈤　統計数値は、特にことわりのない限り、神戸市こども家庭センター・明石こどもセンターを除く。

1　相談受付の状況

⑴　相談受付件数の推移

令和４年度の県下７こども家庭センター(中央･尼崎･西宮･川西･加東･姫路･豊岡)の相談受付件数は18,376件でした。令和３年度の受付件数18,445件に比べ、69件（0.4％）減少しました。

こども家庭センター別受付年次推移（第１表）（第１図）

単位：件

こども家庭センター ＼ 年度	H24年度	H30年度	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度
中央	3,770	4,523	3,451	3,482	2,765	2,908
尼崎	−	−	−	−	2,864	2,735
西宮	2,795	4,280	4,795	4,607	2,689	2,704
川西	2,114	3,890	4,422	4,087	4,219	4,294
加東	−	−	−	−	1,199	1,357
姫路	2,150	3,130	3,353	3,333	3,989	3,740
豊岡	835	829	704	615	720	638
計	11,664	16,652	16,725	16,124	18,445	18,376

㈤　川西こども家庭センターは平成21年度、尼崎・加東こども家庭センターは令和３年度より設置。

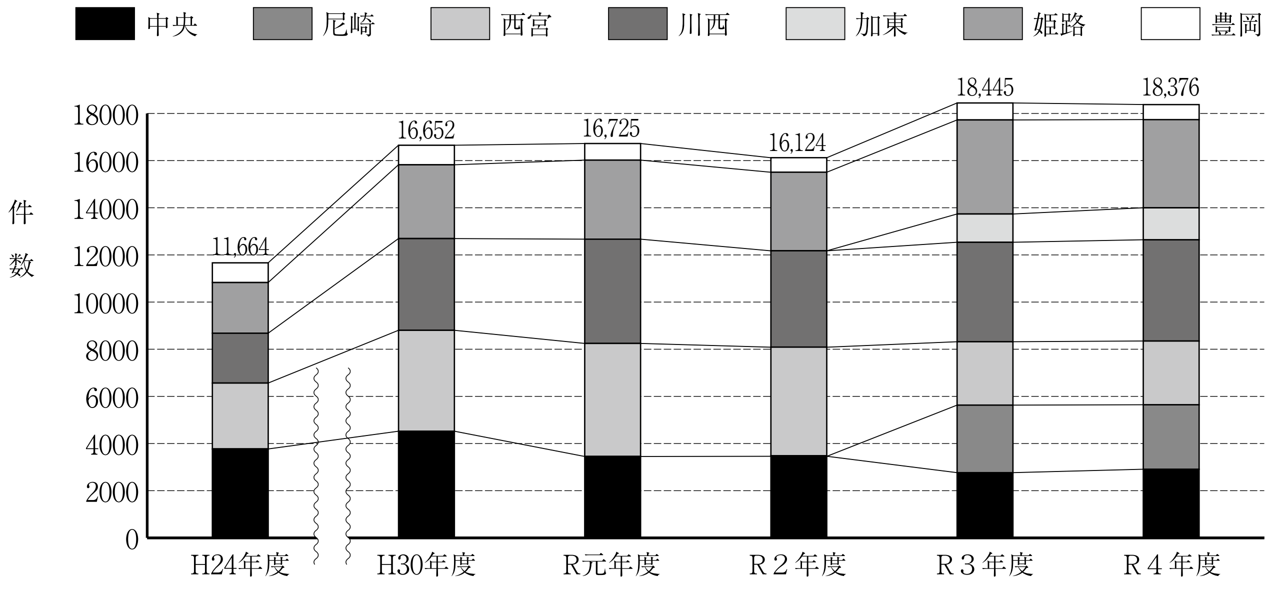

経路別受付年次推移及び相談受付状況（第２表）

単位：件

区分	年度＼経路	都道府県・市町：福祉事務所	都道府県・市町：児童委員	都道府県・市町：その他	児童福祉施設・指定発達支援医療機関等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関：保健所	保健所及び医療機関：医療機関	学校等：学校	学校等：教育委員会	里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	うち：巡回相談	うち：電話相談
	H30	5,821	4	1,618	278	1		3,954	50		87	82	64	33	7	3,639	813	99	102	16,652	20	675
	R元	6,093	1	1,439	337	8	1	3,804	40		102	133	56	56	13	3,600	863	82	97	16,725	16	664
	R２	5,581	2	1,520	249	12	3	3,871	52	6	90	104	55	53	9	3,365	965	118	69	16,124	6	651
	R３	6,352	11	1,685	349	10	5	3,865	53	3	73	129	39	62	4	4,470	1,114	106	115	18,445	7	977
	R４	6,806	11	1,445	342	1	4	4,303	49	1	87	110	22	41	3	4,092	858	101	100	18,376	6	1,118
	（うち：ホットライン）	8	1	13	5		2	296			9	18			2	485	469	51	16	1,375		
相談種別	児童虐待	511		283	87		2	3,662			58	72	8	4		231	723	41	28	5,710		
相談種別	その他の養護	290		56	98			205	6		22	15	11	16	3	426	97	37	17	1,299		
相談種別	保健										1					1				2		
相談種別	肢体不自由	2			2						1					13				18		
相談種別	視聴覚																					
相談種別	言語発達																					
相談種別	重症心身	15		1	2											37			1	56		
相談種別	知的	5,915	11	1,081	68			14			1	1		8		2,732	1	10	50	9,892		
相談種別	発達障害	5		2	9			2						1		99		2		120		
相談種別	ぐ犯	5		7	2		1	76	5			9	1	2		32	9			149		
相談種別	触法	3		8	1	1	1	272	26			2				7			1	322		
相談種別	性格行動	48		5	43			51	1	1	4	7		8		295	4	6	1	474		
相談種別	不登校	7		1	1			3				2	2			32	2		1	51		
相談種別	適性	1			24							1		2		40	2	2		72		
相談種別	育児しつけ	4		1	5			14				1				144	20	3		192		
相談種別	その他							4	11							3			1	19		
	総数	6,806	11	1,445	342	1	4	4,303	49	1	87	110	22	41	3	4,092	858	101	100	18,376		

※里親にファミリーホームを含む。

県内各市町別相談受付状況（第３表）

（中央こども家庭センター）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
加古川市	1,139	305	83		2			3	638	7	17	34	36	3	1	10	
高砂市	466	204	24		1				212	1	2	4	12			6	
稲美町	112	35	1					1	63		3		6	1	1	1	
播磨町	245	82	15						136		1	3	8				
東播磨地域計	1,962	626	123		3			4	1,049	8	23	41	62	4	2	17	
洲本市	147	36	9					1	86	3	2	4	6				
南あわじ市	140	39	9		1				72	3	3	5	7	1			
淡路市	134	31	7		2				83	4		2	2	1	1	1	
淡路地域計	421	106	25		3			1	241	10	5	11	15	2	1	1	
管外	524	130	178						39	30	11	2	47	4	11	72	
不明	1	1															
計	2,908	863	326		6			5	1,329	48	39	54	124	10	14	90	

（尼崎こども家庭センター）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
尼崎市	2,646	838	130		2			8	1,541		12	70	29	4	8	4	
尼崎地域計	2,646	838	130		2			8	1,541		12	70	29	4	8	4	
管外	89	33	9		1				36		2	5	1		2		
不明																	
計	2,735	871	139		3			8	1,577		14	75	30	4	10	4	

（西宮こども家庭センター）　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
西宮市	2,246	728	123		4			7	1,240	3	18	30	62	3	1	23	4
芦屋市	384	153	25					3	174	2	4	9	8	1	1	4	
阪神南地域計	2,630	881	148		4			10	1,414	5	22	39	70	4	2	27	4
管外	74	29	5						33	2		2	3				
不明																	
計	2,704	910	153		4			10	1,447	7	22	41	73	4	2	27	4

（川西こども家庭センター）　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
伊丹市	1,143	375	50					5	635		12	20	30		8	8	
宝塚市	1,074	306	41					6	633		7	8	49	2	8	14	
川西市	940	238	41					3	615		3	7	21	4	4	4	
三田市	463	175	19					1	242			6	12	1	2	5	
猪名川町	167	53	14		1				89		2	2	4	2			
阪神北地域計	3,787	1,147	165		1			15	2,214		24	43	116	9	22	31	
丹波篠山市	130	35	8						71		1	3	3	2	4	3	
丹波市	242	45	18						159	1	2	1	5	6	1	4	
丹波地域計	372	80	26						230	1	3	4	8	8	5	7	
管外	123	36	14						56		2	2	8	1	4		
不明	12	1	3						2			2				4	
計	4,294	1,264	208		1			15	2,502	1	29	51	132	18	31	42	

（加東こども家庭センター）　　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
西脇市	206	87	6						83	9	1	11	5		2	1	1
三木市	351	128	24						175	7	2		6		4	3	2
小野市	204	67	8						112	7	1	2	2			5	
加西市	228	76	17						112	10	1	2	6			4	
加東市	239	86	12					2	111	9	5	5	6		1	2	
多可町	97	31	10						42	3		1	7				3
北播磨地域計	1,325	475	77					2	635	45	10	21	32		7	15	6
管外	32	16	1						10	2	2					1	
不明																	
計	1,357	491	78					2	645	47	12	21	32		7	16	6

（姫路こども家庭センター）　　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
姫路市	2,670	849	236		3			12	1,428	4	12	52	45	8	3	12	6
神河町	40	5	6		1				27				1				
市川町	36	12	5						18				1				
福崎町	75	18	13						40			3	1				
中播磨地域計	2,821	884	260		4			12	1,513	4	12	55	48	8	3	12	6
相生市	98	27	12						50		3	2	1	1		1	1
たつの市	250	77	23					1	138	1	4	2	3				1
赤穂市	194	45	22						111			10	5				1
宍粟市	80	32	2						41	2		1	2				
太子町	178	60	14						95		1	3	5				
上郡町	28	6	3					1	16		1		1				
佐用町	42	13	2						24	1		1	1				
西播磨地域計	870	260	78					2	475	4	9	19	18	1		1	3
管外	48	16	15						10			4	2		1		
不明	1		1														
計	3,740	1,160	354		4			14	1,998	8	21	78	68	9	4	13	9

（豊岡こども家庭センター）　単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
豊岡市	375	78	23	1				2	252	6	2		3	6	2		
養父市	61	17	6						34			1	3				
朝来市	105	30	6						59		4		6				
香美町	50	13	2	1					29	1		1	1		2		
新温泉町	32	7	3						14	2	4		2				
但馬地域計	623	145	40	2				2	388	9	10	2	15	6	4		
管外	15	6	1						6		2						
不明																	
計	638	151	41	2				2	394	9	12	2	15	6	4		

こども家庭センター別受付状況並びに対児童人口比（第２図）

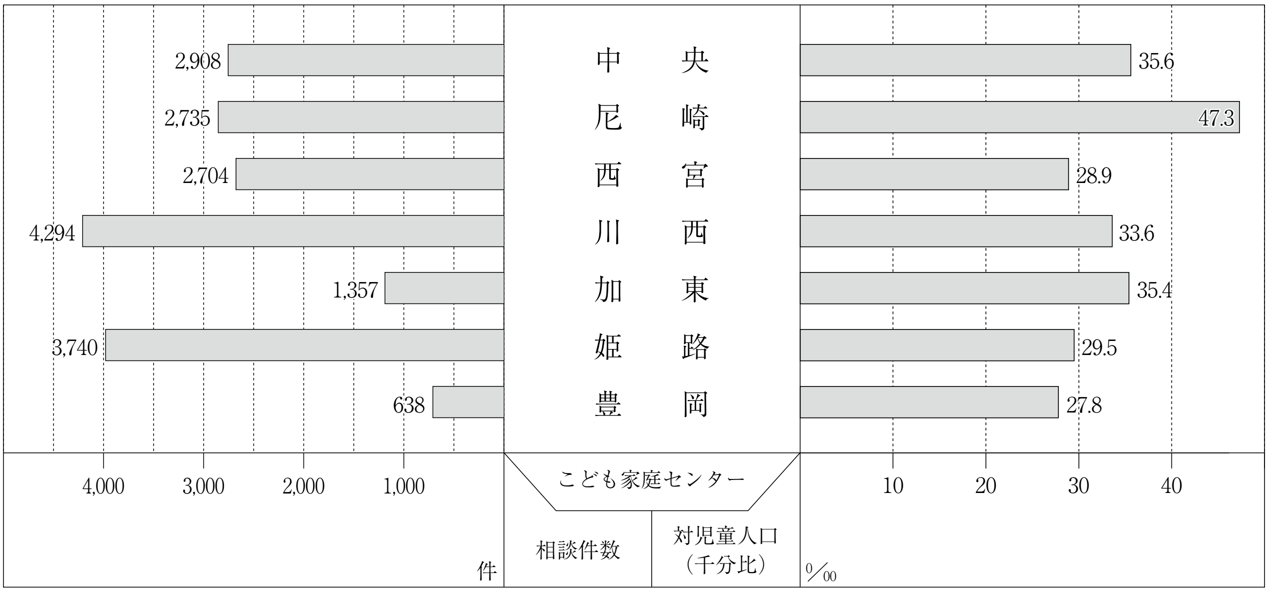

⑵　経路別の相談受付状況

経路別の相談受付件数は、都道府県・市町が8,262件（44.9％）と最も多く、次いで警察等が4,303件（23.4％）となっています。

また、家族・親戚が4,092件（22.3％）、近隣・知人などその他が1,157件（6.3％）となっています。

こども家庭センター別・経路別受付状況（第３図）

単位：件
（　）内は％

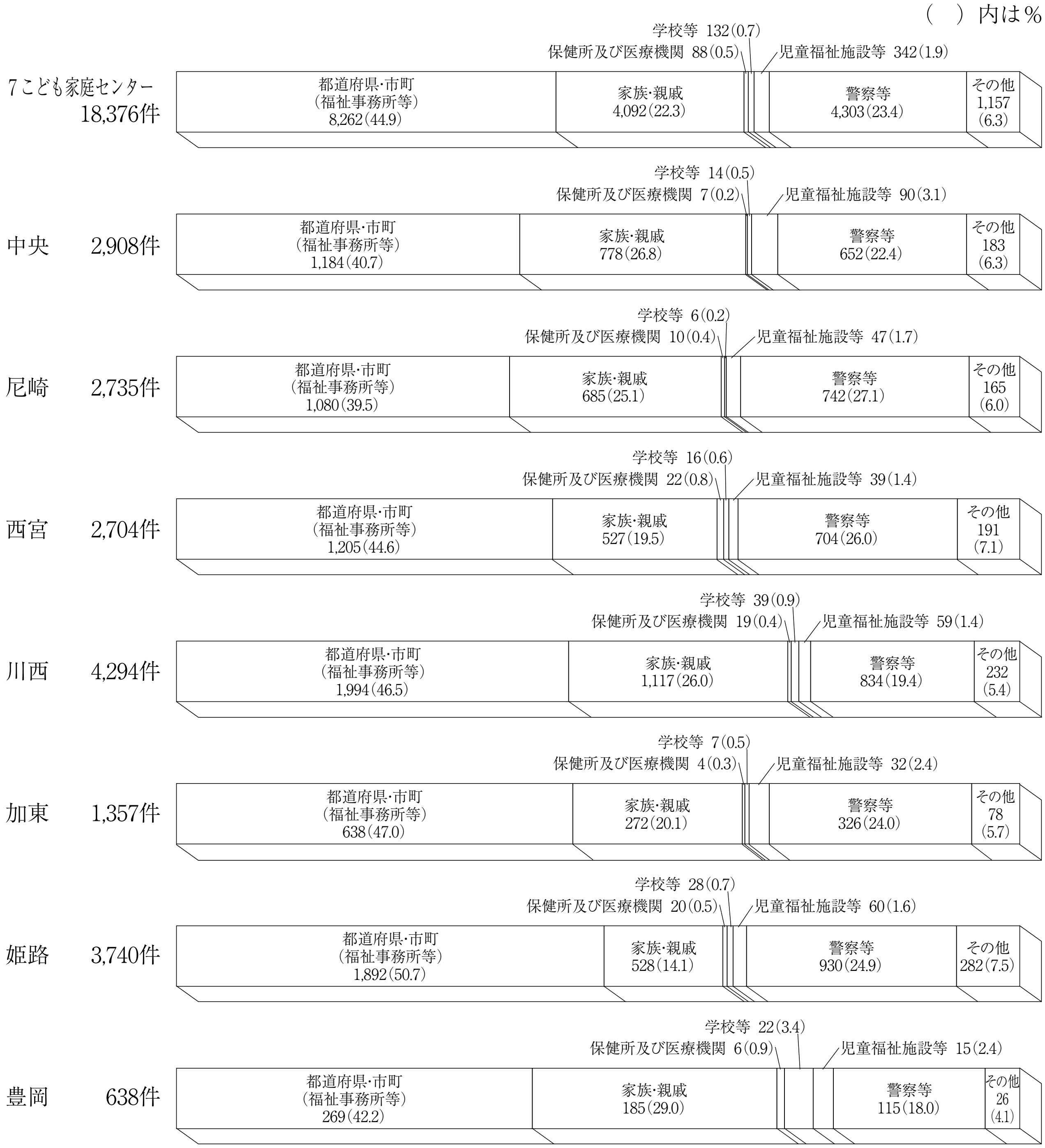

㈨　その他は、児童家庭支援センター・家庭裁判所・里親・児童委員・近隣知人・児童本人等である。

こども家庭センター別・経路別受付状況（第４表）

単位：件

経路 ＼ こども家庭センター	都道府県		市町				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
中央	31	196	946			11		90			1	652	4		7		14		7	1	778	118	52		2,908
洲本分室		33	177					11				109					2				76	19	1		428
尼崎	19	211	849			1	1	46				742	10		10		6		5	1	685	121	7	21	2,735
西宮	2	251	950			2	5	26	8	1	1	704	6		22		16				527	168	10	5	2,704
川西	10	303	1,638		2	41	5	53	1			834	8	1	18		35	4	14		1,117	192	15	3	4,294
丹波分室		58	141		2			3				57	1				4	3			117	9	1	1	397
加東		122	516					32				326	6		4		7		4		272	63	4	1	1,357
姫路	8	254	1,592	11	9	18	2	58			2	930	14		20	1	27		8	1	528	186	12	59	3,740
豊岡	49	10	182		3	25		15				115	1		6		4	18	3		185	10	1	11	638
計	119	1,347	6,673	11	14	98	13	320	9	1	4	4,303	49	1	87	1	109	22	41	3	4,092	858	101	100	18,376
神戸市	3,871	89	8				4	87	1	5	5	1,955	1		41	4	95	3	14		2,254	400	39	74	8,950
明石市	674	106	63		10	12	34	20	1	2	3	332	3	1	9	5	73	1	3	2	608	100	14	3	2,079

⑶　相談種別の相談受付状況

相談種別の相談受付件数は、障害相談が10,086件（54.9％）と最も多く、次いで養護相談が7,009件（38.1％）、育成相談が789件（4.3％）と多くなっています。

また、非行相談が471件（2.5％）となっています。

こども家庭センター別・相談種別受付状況（第４図）

単位：件（　）内は％

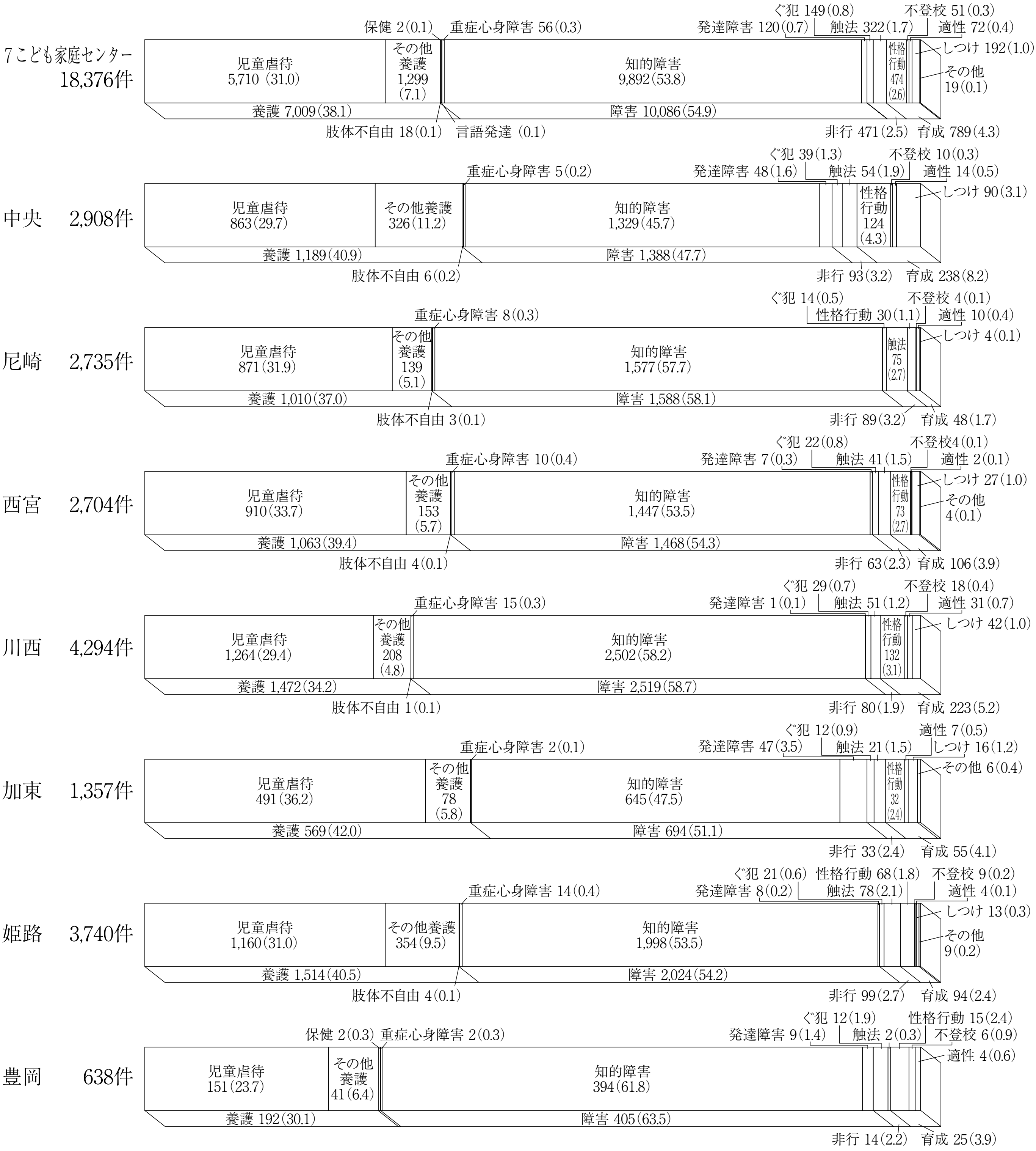

こども家庭センター別・相談種別受付状況（第５表）

単位：件

こども家庭センター ＼ 相談種別	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
中央	863	326		6			5	1,329	48	39	54	124	10	14	90		2,908
洲本分室	115	23		3			1	245	10	5	11	11	2	1	1		428
尼崎	871	139		3			8	1,577		14	75	30	4	10	4		2,735
西宮	910	153		4			10	1,447	7	22	41	73	4	2	27	4	2,704
川西	1,264	208		1			15	2,502	1	29	51	132	18	31	42		4,294
丹波分室	83	31						240	1	3	6	8	9	5	11		397
加東	491	78					2	645	47	12	21	32		7	16	6	1,357
姫路	1,160	354		4			14	1,998	8	21	78	68	9	4	13	9	3,740
豊岡	151	41	2				2	394	9	12	2	15	6	4			638
計	5,710	1,299	2	18			56	9,892	120	149	322	474	51	72	192	19	18,376
神戸市	2,733	283		1		2,734	6	2,294	25	197	221	345	95	2	4	10	8,950
明石市	658	102	4			5	1	1,066	6	5	10	48	34	79	50	11	2,079

相談種別受付年次推移（第６表）

単位：件

年度	受付総数	養護		保健	障害						非行		育成				その他	うちいじめ
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
H30	16,652	4,846	1,313	1	37	3	1	105	8,830	176	304	332	417	66	66	155		5
R元	16,725	5,380	1,206	4	29	1	3	86	8,834	130	179	254	344	67	64	138	6	2
Ｒ２	16,124	5,446	1,248	3	35		3	64	8,148	94	142	257	368	50	35	216	15	3
Ｒ３	18,445	5,804	1,266	2	31		3	88	9,978	81	199	220	438	76	78	167	14	1
Ｒ４	18,376	5,710	1,299	2	18			56	9,892	120	149	322	474	51	72	192	19	1
(うち：ホットライン)	1,375	778	313						2	33	41		86	6	11	105		1

養護相談内容別年次推移（第７表）

単位：件（　）内は％

年度 ＼ 内容	家族の傷病	養育環境上の問題								家出					経済的理由	離婚・別居	父母の死亡	迷子	その他	計
		虐待	親子関係不良	家庭不和	未婚の母	拘置・服役	母の出産	その他（養育環境）	小計	母	父	両親	その他	小計						
H30	179 (2.9)	4,846	303	120	32	55	15	390	5,761 (93.6)	23	3	1		27 (0.4)	42 (0.7)	40 (0.6)	17 (0.3)		93 (1.5)	6,159 (100.0)
R元	187 (2.8)	5,380	225	130	27	25	9	419	6,215 (94.3)	6	5	3	7	21 (0.3)	62 (0.9)	45 (0.7)	12 (0.2)	1 (0.1)	43 (0.7)	6,586 (100.0)
Ｒ２	187 (2.8)	5,446	283	167	36	32	7	297	6,268 (93.6)	12	1	1		14 (0.2)	58 (0.9)	42 (0.6)	14 (0.2)	3 (0.1)	108 (1.6)	6,694 (100.0)
Ｒ３	196 (2.8)	5,804	235	168	21	44	7	442	6,721 (95.0)	12	1	2	0	15 (0.2)	42 (0.6)	30 (0.4)	19 (0.3)	4 (0.1)	43 (0.6)	7,070 (100.0)
Ｒ４	182 (2.6)	5,710	295	146	25	49	22	431	6,678 (95.2)	21	4	0	0	25 (0.4)	37 (0.5)	20 (0.3)	16 (0.2)	2 (0.1)	49 (0.7)	7,009 (100.0)

ぐ犯相談内容別年次推移（第８表）

単位：件

事案内容／年度	家出・外泊	不良交友	不純異性交遊	深夜徘徊	怠学	シンナー遊び	家財持出し	盗み	暴力・粗暴	性的いたずら	その他	計
H30	98 (75)	8 (6)	17 (14)	8 (5)	4 (1)		26 (8)	34 (6)	61 (14)	35 (2)	13 (5)	304 (136)
R元	66 (44)	4 (2)	8 (7)	9 (8)			15 (4)	18 (3)	34 (3)	18 (2)	7 (3)	179 (76)
R２	40 (25)	3 (2)	12 (12)	3 (2)			12 (4)	17 (2)	26 (2)	18	11 (3)	142 (52)
R３	96 (57)	1 (1)	7 (7)	8 (6)			21 (10)	17 (4)	31 (7)	11 (1)	7 (3)	199 (96)
R４	64 (42)	3 (2)	8 (7)	6 (3)			16 (8)	14 (5)	17 (4)	9	12 (3)	149 (74)

㊟（　）内は、女子を内書き

触法相談内容別年次推移（第９表）

単位：件

事案内容／年度	窃盗	粗暴			器物損壊	放火・失火	わいせつ	横領	毒劇物取締法違反	その他	計
		恐喝	暴行	傷害							
H30	133 (24)	5	55 (4)	23 (1)	12 (2)	17	26	5	1 (1)	55 (7)	332 (39)
R元	104 (29)	1	27 (4)	14 (2)	19 (4)	11 (1)	30 (1)	3		45 (6)	254 (47)
R２	79 (15)	3 (1)	36 (4)	20 (2)	22 (1)	19 (2)	24	3		51 (11)	257 (36)
R３	85 (22)	5	32 (13)	14 (2)	11 (1)		20 (1)	4		49 (8)	220 (47)
R４	137 (21)	3	39 (2)	26 (4)	20 (3)	5	35 (4)	6 (2)		51 (8)	322 (44)

㊟（　）内は、女子を内書き

⑷ 年齢別・相談種別の受付状況

年齢別の相談受付件数は、５歳未満の年齢層では、養護や育児・しつけに関する相談が多くなっています。５歳から11歳までの年齢層では、発達障害に関する相談が多くなっています。

また、12歳から15歳の年齢層では触法、性格行動、不登校や適性に関する相談が多くなっています。

年齢別・相談種別受付状況（第10表）

単位：件

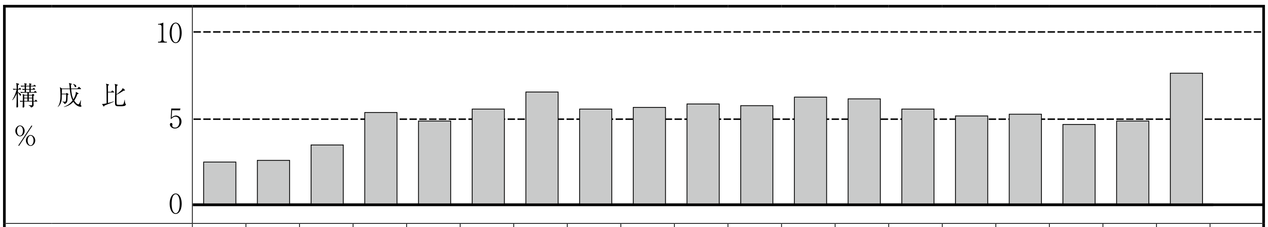

年齢（歳）		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18歳以上	合計
養護相談	児童虐待	325	371	357	425	382	345	359	341	326	295	304	301	311	296	296	254	215	167	40	5,710
	その他の養護	110	53	66	90	68	57	57	45	60	58	56	61	82	73	86	71	71	78	57	1,299
保健相談																	1		1		2
障害相談	肢体不自由					1	2	2	2	1		1	1		4					4	18
	視聴覚																				
	言語発達																				
	重症心身		2	6		6	5	3	2	3	3	2	2	5	1	3	2	3	4	4	56
	知的	16	48	198	434	404	585	763	586	597	661	629	688	574	429	403	528	472	588	1,289	9,892
	発達障害				5	5	6	7	7	7	7	10	10	13	8	9	8	6	6	6	120
非行相談	ぐ犯								1	1	5	4	8	11	13	31	35	30	9	1	149
	触法							1	7	10	13	20	27	54	112	45	14	7	4	8	322
育成相談	性格行動		1	4	6	7	12	8	20	25	32	31	41	58	67	61	38	35	26	2	474
	不登校						1	1	6	1	1	4	1	10	8	9	3	4	1	1	51
	適性				2	2	3	2	2	9	8	3	9	8	4	5	5	5	3	2	72
	育児・しつけ	13	10	11	21	17	13	10	13	4	5	11	12	13	10	10	10	5	2	2	192
その他			1		2			1					1		1		1	2	4	6	19
受付件数		464	486	642	985	892	1,029	1,214	1,032	1,044	1,088	1,075	1,162	1,139	1,026	958	970	855	893	1,422	18,376
構成比（％）		2.5	2.6	3.5	5.4	4.9	5.6	6.6	5.6	5.7	5.9	5.8	6.3	6.2	5.6	5.2	5.3	4.7	4.9	7.7	100.0

㈱ ［網掛け］は、各相談種別で、年齢別受付件数の多いものを示す。

２　対応の状況

⑴　対応件数の推移

令和４年度の対応件数は18,202件で、令和３年度（17,888件）に比べ314件（1.8％）増加しました。

その内訳をみると、助言指導が10,841件（59.6％）と最も多く、法に基づく措置（児童福祉司指導～家庭裁判所送致）が計559件（3.1％）となっています。

相談種別の対応状況（第11表）

単位：件

年度＼対応	対応総数	面接指導 助言指導	面接指導 継続指導	面接指導 他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町指導委託	市町への事案送致	福祉事務所への送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設 入所	児童福祉施設 通所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設への利用契約等	その他	次年度へ繰り越し
H30	16,619	9,897	223	107	91		5	5	49	115	156	251	5		43	12	194	5,466	1,551
R元	16,594	10,161	265	129	112		20	3	25	146	132	240	3		49	4	141	5,164	1,871
Ｒ２	16,284	10,224	285	145	87		6	1	8	86	122	141			27	8	122	5,022	1,813
Ｒ３	17,888	10,580	265	143	93		12	3	2	66	93	179	1		45	3	157	6,246	2,373
Ｒ４	18,202	10,841	275	169	98		13	5	8	104	116	165	2		45	3	132	6,226	2,438
相談種別 養護相談 児童虐待	5,702	4,559	148	127	88		10	2	7			78			24			659	790
相談種別 養護相談 その他の養護	1,274	954	73	22	8		2	3	1			65			17			129	154
相談種別 保健	3	3																	
相談種別 障害相談 肢体不自由	20	1															18	1	5
相談種別 障害相談 視聴覚																			
相談種別 障害相談 言語発達	2																	2	
相談種別 障害相談 重症心身	62	8															47	7	8
相談種別 障害相談 知的	9,863	4,622								104							66	5,071	1,271
相談種別 障害相談 発達障害	119	38	1															80	2
相談種別 非行相談 ぐ犯	151	80	16	6	1						6	6			2	1		33	25
相談種別 非行相談 触法	231	54	7	11	1		1				107	6			1	2		41	112
相談種別 育成相談 性格行動	449	298	28								3	9			1		1	109	58
相談種別 育成相談 不登校	52	38	1	1								1	2					9	2
相談種別 育成相談 適性	70	17																53	2
相談種別 育成相談 育児・しつけ	186	169	1	1														15	8
相談種別 その他	18			1														17	1
総数	18,202	10,841	275	169	98		13	5	8	104	116	165	2		45	3	132	6,226	2,438
構成比(％)	100.0	59.5	1.5	0.9	0.5		0.1	0.1	0.1	0.6	0.6	0.9	0.1		0.2	0.1	0.7	34.1	

（注１）対応件数には３年度からの繰り越しへの対応件数を含む。
（注２）その他対応とは、調査依頼の回答、施設在所期間延長の通知、判定意見書発行等である。

⑵　こども家庭センター別の対応状況

こども家庭センター別対応状況（第12表）

単位：件

こども家庭センター＼対応	対応総数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町指導委託	市町への事案送致	福祉事務所への送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設への利用契約等	その他	次年度へ繰り越し
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	通所						
中　央	2,953	2,067	24	38	20		1				31	36	2		8	1	21	704	268
洲本分室	415	238	3	7	6						4	6			3	1	5	142	37
尼　崎	2,600	1,397	29	51	21		3		5	1	9	27			2		10	1,045	491
西　宮	2,834	1,793	58	37	6					23	20	20			1		18	858	147
川　西	4,198	2,382	33	14	28		4			9	15	21			10	1	37	1,644	450
丹波分室	391	202	1	1	3		1				1	3			2		5	172	20
加　東	1,418	853	44	15	5			1		9	11	13				1	10	456	136
姫　路	3,545	2,061	58	6	17		4	4		62	30	39			16		31	1,217	881
豊　岡	654	288	29	8	1		1		3			9			8		5	302	65
計	18,202	10,841	275	169	98		13	5	8	104	116	165	2		45	3	132	6,226	2,438
神戸市	8,764	7,435	324	99	7		7		630		7	117			5	2	16	115	1,937
明石市	2,020	1,058	242	19	26							14	2		10		1	648	181

㈲　対応件数には３年度からの繰り越しへの対応件数を含む。

⑶　調査・診断・指導の実施状況

こども家庭センター別調査・診断・指導実施状況（第13表）

単位：回

区分			中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	計
相談受付件数			2,908	2,735	2,704	4,294	1,357	3,740	638	18,376
調査・社会診断指導	児童		834	605	776	1,594	228	1,854	167	6,058
	保護者		3,147	2,407	4,570	5,826	1,319	3,786	490	21,545
	その他		2,805	3,252	6,566	10,856	4,016	4,720	1,227	33,442
	計		6,786	6,264	11,912	18,276	5,563	10,360	1,884	61,045
医学診断指導	診察・指導	精神科	208	52	65	64	37	99	48	573
		小児科	137	110	104	293	29	70	41	784
		その他	888	1	7	18	9	23		946
	医学的検査		152	1	2	28	19	3		205
	その他		804	29	33	31	35	28	7	967
	計		2,189	193	211	434	129	223	96	3,475
心理診断指導	心理検査	知能検査	161	27	38	92	33	85	37	473
		発達検査	801	621	723	920	262	948	154	4,429
		人格検査	188	95	64	79	31	135	54	646
		その他の検査	191	51	45	86	34	108	65	580
		計	1,341	794	870	1,177	360	1,276	310	6,128
	面接・観察指導	児童	2,088	1568	1,410	1,866	654	1,858	482	9,926
		保護者	1,123	1,315	1,095	1,564	512	1,435	322	7,366
		その他	415	788	133	340	168	305	275	2,424
		計	3,626	3,671	2,638	3,770	1,334	3,598	1,079	19,716
その他の診断指導	児童		154	8	1	44		37	49	293
	保護者		31	3	1	24		40	34	133
	その他			12		17		116	9	154
	計		185	23	2	85		193	92	580

⑷ 継続指導の実施状況

措置後の指導（心理療法・カウンセリング）実施状況（第14表）

単位：回

区分		中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	計	合計
児童心理司	児童	714	180	728	719	270	979	193	3,783	6,992
	保護者	206	9	135	171	59	133	66	779	
	その他	458	14	331	488	268	646	225	2,430	
児童福祉司	児童	527	206	273	358	211	417	47	2,039	17,539
	保護者	895	554	1,318	1,056	720	877	457	5,877	
	その他	1,149	1,261	1,748	1,887	1,161	1,673	744	9,623	
その他	児童			31	1	7	2	40	81	307
	保護者		15	36		9	2	47	109	
	その他		19	29		8	1	60	117	
計	児童	1,241	386	1,032	1,078	488	1,398	280	5,903	24,838
	保護者	1,101	578	1,489	1,227	788	1,012	570	6,765	
	その他	1,607	1,294	2,108	2,375	1,437	2,320	1,029	12,170	

⑸　療育手帳の判定及び交付の状況

兵庫県では平成18年度より発達障害のある子どもに対しても療育手帳を交付しています。令和４年度は、1,350人の発達障害児を含め、4,202人に療育手帳を交付しました。

こども家庭センター別療育手帳判定及び交付状況（第15表）

単位：件

区分		中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	計	構成比(%)
受付件数		721 (201)	651 (234)	695 (172)	1,129 (210)	284 (53)	1,174 (275)	153 (31)	4,807 (1176)	
取下げ件数		3 (10)	13 (28)	18 (4)	14 (6)	7 (4)	4 (7)	4 (1)	63 (60)	
新規	A（重度）	22 (2)	10 (10)	19 (6)	18 (4)	8 (1)	26 (16)	3	106 (39)	6.8
	B_1（中度）	26 (9)	27 (14)	33 (17)	46 (13)	16 (4)	54 (23)	8 (1)	210 (81)	13.5
	B_2（軽度）	233 (55)	140 (85)	169 (55)	311 (85)	81 (23)	265 (118)	38 (9)	1,237 (430)	79.7
	計	281 (66)	177 (109)	221 (78)	375 (102)	105 (28)	345 (157)	49 (10)	1,553 (550)	100.0
更新	A（重度）	93 (24)	91 (26)	97 (24)	100 (26)	45 (8)	116 (33)	19 (8)	561 (149)	27.5
	B_1（中度）	49 (15)	29 (14)	53 (15)	74 (10)	14 (4)	61 (11)	13 (1)	293 (70)	14.3
	B_2（軽度）	207 (70)	115 (57)	238 (51)	270 (66)	70 (9)	243 (67)	46 (11)	1,189 (331)	58.2
	計	349 (109)	235 (97)	388 (90)	444 (102)	129 (21)	420 (111)	78 (20)	2,043 (550)	100.0
交付件数		630 (175)	412 (206)	609 (168)	819 (204)	234 (49)	765 (268)	127 (30)	3,596 (1100)	
	（うち発達障害児への交付件数）	174 (54)	60 (89)	185 (50)	306 (64)	61 (8)	216 (65)	38 (11)	1,040 (341)	
非該当										
次年度繰り越し件数		88	226	68	296	43	405	22	1,148	

㈱　（　）は、３年度からの繰り越し件数の外書き

⑹　児童福祉施設等への措置及び契約の状況

施設別・相談種別措置及び里親委託状況（令和４年度対応分）（第16表）

単位：件

種別 ＼ 施設		乳児院	児童養護施設	障害児入所施設		指定発達支援医療機関	児童自立支援施設	児童心理治療施設		里親	計	自立援助ホーム
				福祉型	医療型			入所	通所			
養護相談	児童虐待	10	58	8	1		7	14		28	126	6
	その他の養護	30	43	6			3	5		32	119	12
保健												
障害相談	肢体不自由											
	視聴覚											
	言語発達											
	重症心身											
	知的			1							1	
	発達障害											
非行相談	ぐ犯		1	1			6			3	11	6
	触法						6	1		1	8	
育成相談	性格行動		1	1			4	5		2	13	
	不登校		1					1	2		4	
	適性											
	育児・しつけ											
その他												
計		40	104	17	1		26	26	2	66	282	24

こども家庭センター別施設等措置状況（令和４年度対応分）（第17表）

単位：件

こども家庭センター ＼ 施設	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設		指定発達支援医療機関	児童自立支援施設	児童心理治療施設		里親	計	自立援助ホーム
			福祉型	医療型			入所	通所			
中央	6	29	4			3	9	2	17	70	6
洲本分室	1	5							3	9	1
尼崎	4	12	2	1		6	6		7	38	4
西宮	2	17	4			4	3		2	32	1
川西	4	17	2			7	4		15	49	7
丹波分室	1	3							3	7	1
加東	7	8	2			3			1	21	
姫路	14	16	3			3	3		16	55	4
豊岡	3	5					1		8	17	2
計	40	104	17	1		26	26	2	66	282	24
神戸市	30	63	6	1		15	2		10	127	
明石市	1	42	9		1	6	9	9	23	100	1

施設別・相談種別契約状況（令和４年度対応分）（第18表）

単位：件

種別＼施設		乳児院	児童養護施設	障害児入所施設 福祉型	障害児入所施設 医療型	指定発達支援医療機関	児童自立支援施設	児童心理治療施設 入所	児童心理治療施設 通所	里親	計
養護相談	児童虐待										
	その他の養護										
保健											
障害相談	肢体不自由			8	11						19
	視聴覚										
	言語発達										
	重症心身				42	10					52
	知的			53	3	4					60
	発達障害										
非行相談	ぐ犯										
	触法										
育成相談	性格行動			1							1
	不登校										
	適性										
	育児・しつけ										
その他											
計				62	56	14					132

こども家庭センター別施設等契約状況（令和４年度対応分）（第19表）

単位：件

こども家庭センター＼施設	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設 福祉型	障害児入所施設 医療型	指定発達支援医療機関	児童自立支援施設	児童心理治療施設 入所	児童心理治療施設 通所	里親	計
中央			17	4						21
洲本分室			4	1						5
尼崎			2	7	1					10
西宮			4	13	1					18
川西			23	11	3					37
丹波分室			5							5
加東			3	3	4					10
姫路			10	18	3					31
豊岡			3		2					5
計			62	56	14					132
神戸市			5	10						15
明石市			4	3	2					9

こども家庭センター別施設別児童在籍状況（第20表）

（令和５年３月31日現在）単位：人

こども家庭センター		中央		尼崎		西宮		川西		加東		姫路		豊岡		総数	
施設		措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
入所	乳児院	14		7		3		4		10		28		5		71	
入所	児童養護施設	139		127		83		72		50		141		21		633	
入所	里親委託	49		32		27		44		11		62		11		236	
入所	障害児入所施設 福祉型	17		29	1	14	3	20	9	8	3	12	10		2	100	40
入所	障害児入所施設 医療型	3	12	5	7	1	9	3	4	1	3	1	18			14	44
入所	指定発達支援医療機関	2	3			1	1		3		3		3		2	3	12
入所	児童自立支援施設	5		7		2		5		3		3				25	
入所	児童心理治療施設	12		10		9		12		2		11		2		58	
入所	入所合計	241	15	217	8	140	13	160	16	85	9	258	31	39	4	1,140	96
通所	児童心理治療施設	2														2	
通所	通所合計	2														2	
合計		243	15	217	8	140	13	160	16	85	9	258	31	39	4	1,142	96

㈲　令和５年３月31日付解除人数を含む。

⑺　里親・里子の状況

こども家庭センター別里親の状況（第21表）

単位：世帯

区　　分		中　央	尼　崎	西　宮	川　西	加　東	姫　路	豊　岡	計	ファミリーホーム事業者(再掲)
認定及び登録里親数Ⓐ		70	48	80	107	41	133	36	515	14
受　託　里　親　数　Ⓑ		24	16	17	30	13	46	10	156	14
受託児童数	管内児童	28	9	16	26	8	52	11	150	25
	管外児童	9	11	10	6	16	19	5	76	29
	計	37	20	26	32	24	71	16	226	54
受　託　率　Ⓑ　／　Ⓐ		34.3	33.3	21.3	28.0	31.7	34.6	27.8	30.3	100.0

（注１）　受託児童数は、県に登録された里親が受託した子どもの数であり、
　　　　　県こども家庭センター（７所）以外からの里親委託の数を含む。
（注２）　令和５年３月31日付解除人数を含む。
（注３）　登録里親数には、ファミリーホーム事業者を含む。

県内里親登録数・受託里親数年次推移（第５図）

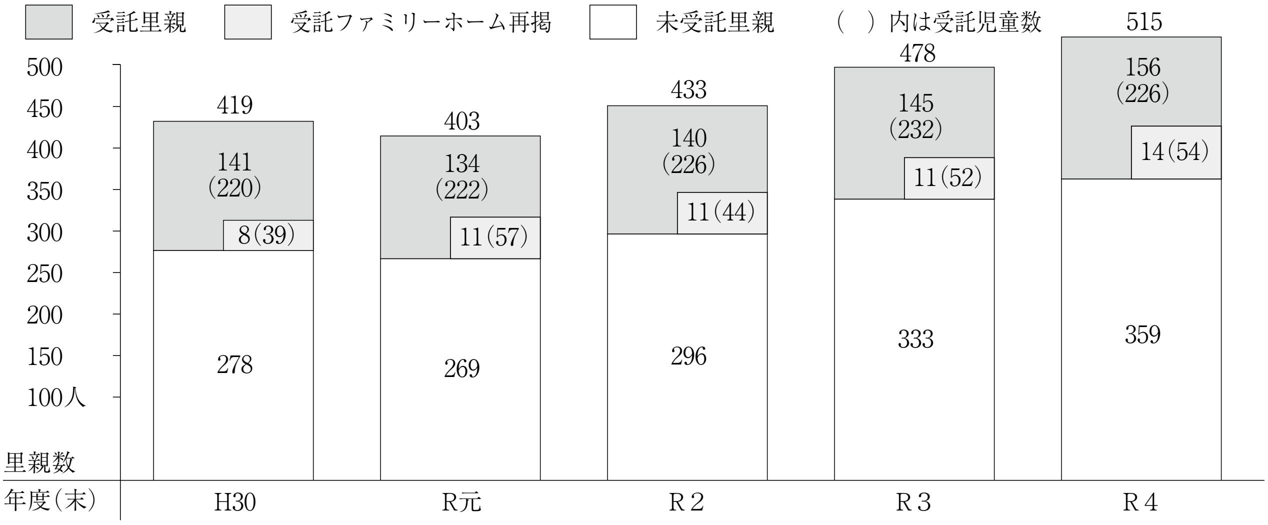

登録里親の状況（第22表）

単位：世帯

区分＼こども家庭センター		中　央	尼　崎	西　宮	川　西	加　東	姫　路	豊　岡	計	神戸市	明石市
認定及び登録里親数		70	48	80	107	41	133	36	515	175	65
内訳	養育里親数	64	43	71	102	36	123	36	475	170	62
	専門里親数	3	1	3	3	4	2	7	23	2	2
	養子縁組里親数	35	29	42	48	17	51	12	234	5	22
	親族里親数	6	2	4	3	5	10		30	91	3
ファミリーホーム事業者（再掲）		2		1	4	2	5		14	6	1

（注１）　内訳は、複数の種類の里親登録者を含むため、認定及び登録里親数に一致しない。
（注２）　令和５年３月31日付解除を含む。

こども家庭センター別里子の状況（第23表）

単位：人

区分		中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	計	ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ（再掲）
R４.３.31現在の委託児童数		42	29	29	43	14	59	5	221	48
令和４年度新規委託児童数		17	7	2	15	1	16	8	66	13
解除	養子縁組	1	1	4		1	4	1	12	
	満年	1		1		1	1		4	1
	就職		1	1		1	1		4	2
	その他	4	2	1	5	1	9	1	23	9
	計	6	4	7	5	4	15	2	43	12
変更	児童福祉施設入所	3			4		2		9	1
	里親	1	1		1		2		5	2
	計	4	1		5		4		14	3
R５.３.31現在の委託児童数		49	31	24	48	11	56	11	230	46

（注１）委託児童数は、県こども家庭センター（７所）が里親委託した子どもの数に限る。
（注２）令和５年３月31日付解除人数を含まない。

委託児童の年齢区分（第24表）

単位：人

年齢区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
児童数	47	76	47	59	7	236
構成比 (%)	19.9	32.2	19.9	25.0	3.0	100.0
ファミリーホーム(再掲)	2	18	12	14	2	48

（注１）委託児童数は、県こども家庭センター（７所）が里親委託した子どもの数に限る。
（注２）令和５年３月31日付解除人数を含む。

３　虐待相談の状況

⑴　相談受付件数の推移

令和４年度の県下７こども家庭センターの虐待相談の件数は5,710件で、令和３年度（5,804件）に比べ94件（1.6％）減少しました。

こども家庭センター別受付年次推移（第25表）（第６図）

単位：件

年度＼こども家庭センター	中　央	尼　崎	西　宮	川　西	加　東	姫　路	豊　岡	計	神戸市	明石市
H30	1,109	－	1,489	1,184	－	959	105	4,846	1,868	－
R元	1,016	－	1,866	1,341	－	1,012	145	5,380	2,394	534
R２	1,147	－	1,787	1,227	－	1,101	184	5,446	2,721	649
R３	875	1,035	898	1,243	398	1,182	173	5,804	2,934	674
R４	863	871	910	1,264	491	1,160	151	5,710	2,733	658

㈱　R２までの尼崎数値は西宮に、加東数値は中央に含む

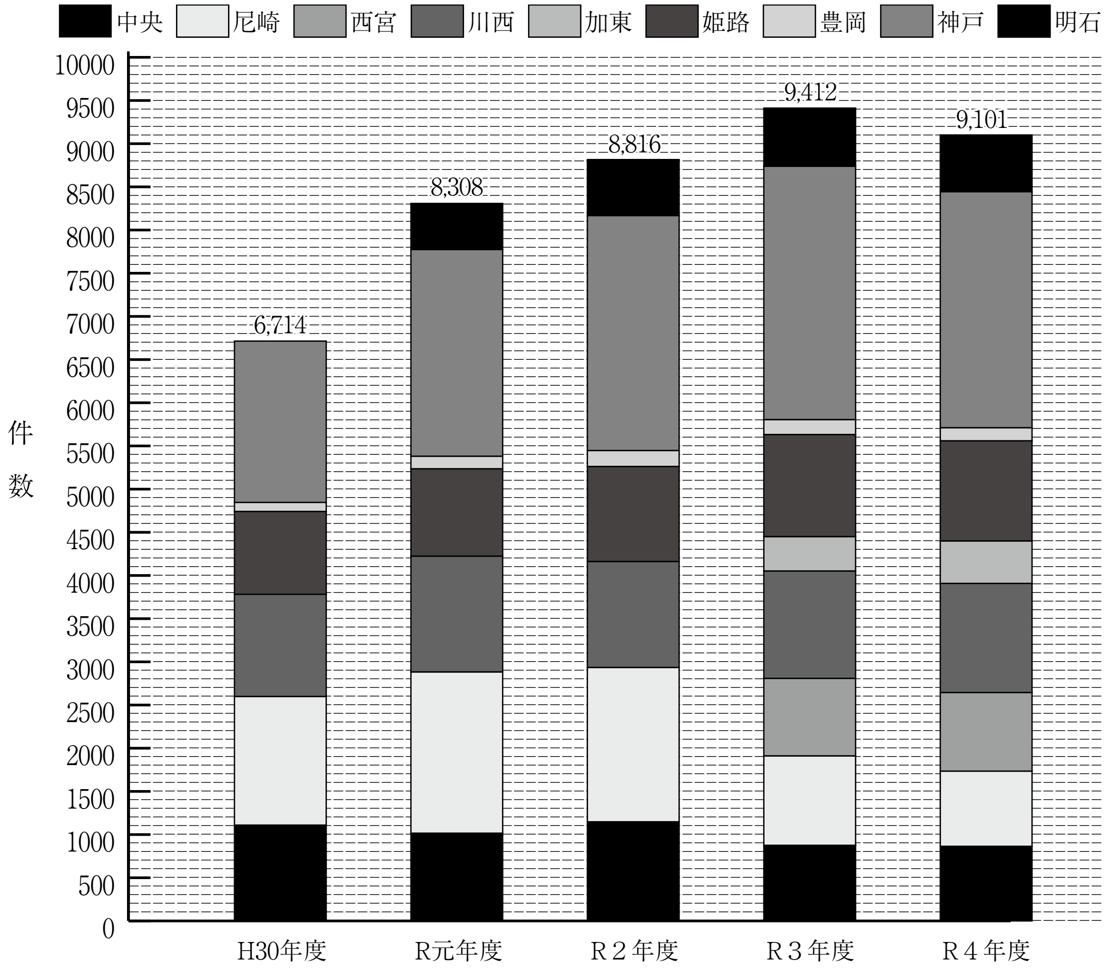

⑵ 受付・対応の状況

令和４年度に受け付けた相談のうち対応した件数は4,940件でした。このうち、施設入所や里親委託をしたのは80件で、対応件数の1.6％となっています。

こども家庭センター受付・対応状況（第26表）

単位：件

対応 / こども家庭センター	前年度繰り越し	年度中受付	対応					次年度へ繰り越し
			児童福祉施設に入所	里親委託	面接指導	その他	計	
中　央	93	863	(4)　12	4	(76)　688	(13)　46	(93)　750	118
尼　崎	107	871	(7)　6		(94)　616	(6)　67	(107)　689	183
西　宮	73	910	(3)　12		(61)　798	(6)　64	(70)　874	(3)　35
川　西	91	1264	(1)　13	(1)　7	(84)　1018	(5)　127	(91)　1165	100
加　東	104	491	4		(100)　402	(4)　23	(104)　429	77
姫　路	271	1160	(4)　4	6	(175)　608	(86)　277	(265)　895	(6)　244
豊　岡	32	151	(2)　6	6	(30)　84	42	(32)　138	24
計	771	5,710	(21)　57	(1)　23	(620)　4,214	(120)　646	(762)　4,940	(9)　781
神戸市	232	2,733	53	1	1,975	638	2,667	298
明石市	35	658	7	5	536	54	602	122

㈴（　）は、は３年度からの繰り越し件数を外書き

⑶　相談の経路

相談の経路は、警察等が3,662件（64.1％）と最も多く、次いで、近隣・知人が723件（12.7%）、市福祉事務所が488件（8.5%）、県その他が269件（4.7%）と多くなっています。

こども家庭センター別相談経路（第27表）

単位：件

経路 ＼ こども家庭センター	県 福祉事務所	県 その他	市町 福祉事務所	市町 児童委員	市町 保健センター	市町 その他	児童福祉施設・指定発達支援医療関係 保育所	児童福祉施設・指定発達支援医療関係 児童福祉施設	児童福祉施設・指定発達支援医療関係 指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関 保健所	保健所及び医療機関 医療機関	学校等 幼稚園	学校等 学校	学校等 教育委員会等	里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
中　央		(3)	(8)									(67)					(3)				(6)		(5)	(1)		(93)
		31	62			5		13				540			1		8		1		64	18	94	26		863
尼　崎	(7)		(5)									(77)			(3)						(2)		(13)			(107)
	13	44	27				1	10				617			10		6				17	4	112	2	8	871
西　宮	(3)	(2)	(8)			(1)		(1)				(44)			(2)						(10)				(2)	(73)
	1	61	42			1	5	10	8		1	591			16		10				37	2	118	3	4	910
川　西	(7)		(8)							(1)		(66)			(1)		(1)				(1)		(6)			(91)
	4	69	155		2	5	5	9				755			13		24	2	2		31	10	170	7	1	1264
加　東		(1)	(2)									(92)			(1)		(2)				(4)		(2)			(104)
		16	108					5				279			3		6				7	3	62	1	1	491
姫　路		(11)	(7)									(87)			(2)		(1)						(8)		(1)	(117)
	2	42	89		1		2	13			1	781			14	1	14		1		14	8	162	2	13	1160
豊　岡			(1)			(1)						(23)						(2)			(5)					(32)
		6	5			3		6				99			1		3	6			12	4	5		1	151
計	(17)	(17)	(39)			(2)		(1)		(1)		(456)			(9)		(7)	(2)			(28)		(34)	(1)	(3)	(617)
	20	269	488		3	14	13	66	8		2	3662			58	1	71	8	4		182	49	723	41	28	5710
神戸市※																										
	125	115					5	11		3	2	1561			25	5	86			2	194	55	420	27	31	2667
明石市※																										
	12	35	42		2	13	33	2		2	3	259			6	3	59	1		2	21	5	95	3	4	602

㈱　（　）は、は３年度からの繰り越し件数を外書き
※　神戸市 及び 明石市は、対応件数の内訳を記載

⑷　主な虐待者

主な虐待者は、実父が2,637件（46.2％）と最も多く、次いで実母が2,594件（45.4％）と多くなっています。実母と実父と合わせると全体の91.6％を占めています。

こども家庭センター別虐待者の状況（第28表）

単位：件

虐待者 こども 家庭センター	実　父	実父以外の父親	実　母	実母以外の母親	その他	計
中　央	(45)　388	(3)　42	(40)　387	6	(5)　40	(93)　863
尼　崎	(28)　361	(15)　50	(45)　425	1	(19)　34	(107)　871
西　宮	(28)　414	(1)　24	(38)　435	4	(6)　33	(73)　910
川　西	(44)　628	(17)　61	(28)　535	10	(2)　30	(91)　1264
加　東	(63)　248	(4)　27	(35)　207	1	(2)　8	(104)　491
姫　路	(48)　526	(5)　30	(56)　550	(1)　3	(7)　51	(117)　1160
豊　岡	(12)　72	(9)　20	(11)　55		4	(32)　151
計	(268)　2,637	(54)　254	(253)　2,594	(1)　25	(41)　200	(617)　5,710
神戸市	1,070	177	1,398	4	18	2,667
明石市	264	16	310	2	10	602

㈱　（　）は、３年度からの繰り越し件数を外書き

⑸　被虐待者の年齢・相談種別の状況

虐待を受けた子どもの年齢をみると、学齢前までが2,366件（41.4％）、小学生が1,897件（33.2％）と多くなっています。

相談種別では、心理的虐待が3,512件（61.5％）と最も多く、次いで身体的虐待が1,207件（21.1％）と多くなっています。

０歳から３歳未満では心理的虐待の割合が77.3％と多くなっています。

心理的虐待には、近隣からの泣き声通報等により調査した結果、身体の傷やネグレクトが認められなかったケースも含まれています。

被虐待者の年齢・相談種別（第７図）

単位：件

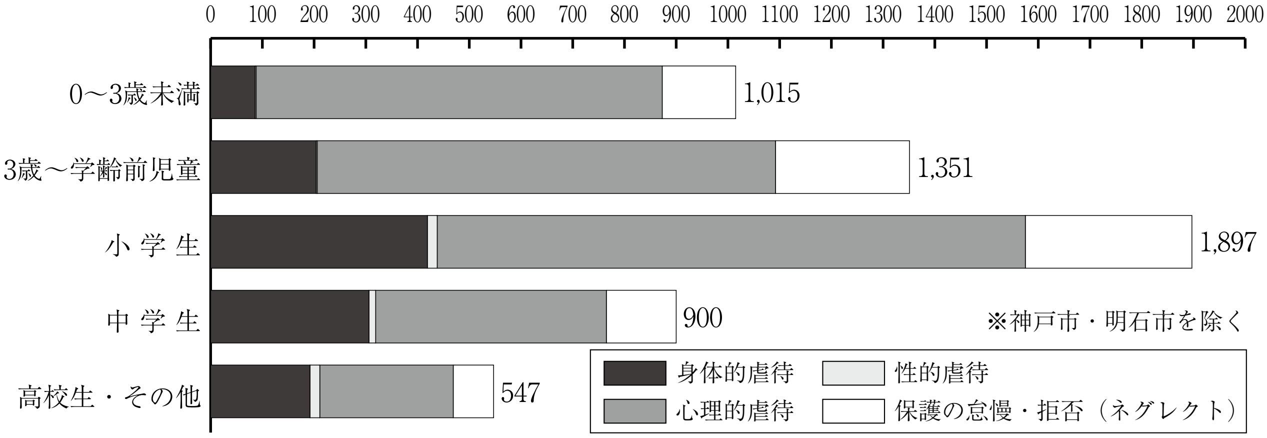

こども家庭センター別被虐待者の年齢・相談種別（第29表）

単位：件

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	計
0～3歳未満	中央	(1) 13	1	(11) 124	(2) 23	(14) 161
	尼崎	(2) 14		(12) 141	(4) 30	(18) 185
	西宮	(1) 11		(7) 136	9	(8) 156
	川西	(2) 19	1	(13) 162	(1) 38	(16) 220
	加東	8		(13) 61	(1) 18	(14) 87
	姫路	(2) 16		(17) 148	(4) 23	(23) 187
	豊岡	5		(2) 13	(1) 1	(3) 19
	計	(8) 86	2	(75) 785	(13) 142	(96) 1015
	神戸市	62	2	381	75	520
	明石市	15		83	32	130
3歳～学齢前	中央	(4) 40		(9) 106	33	(13) 179
	尼崎	(11) 23		(10) 145	(4) 41	(25) 209
	西宮	(3) 31		(10) 112	(5) 31	(18) 174
	川西	(2) 27		(14) 200	(7) 65	(23) 292
	加東	(3) 27		(22) 78	(2) 31	(27) 136
	姫路	(3) 45	2	(18) 223	(4) 54	(25) 324
	豊岡	11		(2) 22	(3) 4	(5) 37
	計	(26) 204	2	(85) 886	(25) 259	(136) 1351
	神戸市	131	7	405	128	671
	明石市	46		95	39	180
小学生	中央	(7) 71	5	(21) 160	(9) 36	(37) 272
	尼崎	(6) 56	(1) 1	(23) 155	(9) 74	(39) 286
	西宮	(12) 74	(1) 1	(12) 202	(3) 44	(28) 321
	川西	(5) 90	3	(23) 258	(5) 62	(33) 413
	加東	(3) 31	5	(27) 83	(1) 34	(31) 153
	姫路	(15) 84	4	(26) 239	(5) 65	(46) 392
	豊岡	(2) 13	(1)	(4) 40	7	(7) 60
	計	(50) 419	(3) 19	(136) 1137	(32) 322	(221) 1897
	神戸市	234	8	455	179	876
	明石市	59	2	77	46	184
中学生	中央	(2) 49	(1) 2	(9) 67	(2) 23	(14) 141
	尼崎	(7) 31	2	(7) 69	(5) 28	(19) 130
	西宮	(6) 66	1	(3) 77	(3) 16	(12) 160
	川西	(5) 71	(1) 4	(5) 101	(1) 32	(12) 208
	加東	(10) 22		(14) 45	13	(24) 80
	姫路	(8) 59	(3) 3	(8) 77	(1) 21	(20) 160
	豊岡	(5) 8	(1) 1	(5) 10	2	(11) 21
	計	(43) 306	(6) 13	(51) 446	(12) 135	(112) 900
	神戸市	139	7	192	71	409
	明石市	31		31	14	76
高校生・その他	中央	(2) 37	10	(13) 45	18	(15) 110
	尼崎	(1) 24		(5) 26	11	(6) 61
	西宮	(3) 41	2	(3) 49	(1) 7	(7) 99
	川西	(3) 43		(4) 63	25	(7) 131
	加東	8		(8) 25	2	(8) 35
	姫路	34	5	(3) 46	12	(3) 97
	豊岡	(1) 5	2	(4) 4	(1) 3	(6) 14
	計	(10) 192	19	(40) 258	(2) 78	(52) 547
	神戸市	69	1	82	39	191
	明石市	12		15	5	32
計	中央	(16) 210	(1) 18	(63) 502	(13) 133	(93) 863
	尼崎	(27) 148	(1) 3	(57) 536	(22) 184	(107) 871
	西宮	(25) 223	(1) 4	(35) 576	(12) 107	(73) 910
	川西	(17) 250	(1) 8	(59) 784	(14) 222	(91) 1,264
	加東	(16) 96	5	(84) 292	(4) 98	(104) 491
	姫路	(28) 238	(3) 14	(72) 733	(14) 175	(117) 1160
	豊岡	(8) 42	(2) 3	(17) 89	(5) 17	(32) 151
	計	(137) 1,207	(9) 55	(387) 3,512	(84) 936	(617) 5,710
	神戸市	635	25	1,515	492	2,667
	明石市	163	2	301	136	602

㈲　(　)は、３年度からの繰り越し件数の外書き

⑹　親権・後見人等関係

こども家庭センター別親権・後見人等関係（第30表）

単位：件

		法第２８条第１項第１号・第2号による措置	法第２８条第２項による措置	親権停止審判の請求	親権喪失審判の請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	中　央	3	2				
	尼　崎	3	1			9	
	西　宮						
	川　西	7				1	
	加　東	(2)				1	
	姫　路	2					
	豊　岡	1				1	
	計	(2)　16	3			12	
取下げ・却下件数	中　央						
	尼　崎						
	西　宮						
	川　西	1					
	加　東						
	姫　路	1					
	豊　岡	1					
	計	3					
承認件数	中　央	1	1				
	尼　崎	1		(3)		8	
	西　宮						
	川　西	1				2	
	加　東	2				1	
	姫　路	1				1	
	豊　岡						
	計	6	1	(3)		12	

（注１）（　）は、３年度からの繰り越し件数を外書き
（注２）　承認は年度を越す場合があるため、請求件数と承認件数は必ずしも一致しない。

４　一時保護の状況

一時保護とは、何らかの事情で緊急に保護が必要となった場合や、援助方針を定める上で行動観察をする必要がある場合、あるいは短期間の生活指導が必要となった場合などに、通常一時保護所で行われます。兵庫県では、中央こども家庭センターに一時保護所を設置しています。

⑴　一時保護所の入所状況

令和４年度に一時保護所を利用した子どもは423人で、一日平均すると35.9人となり、令和３年度に比べ0.2人減少しています。

こども家庭センター別一時保護所利用状況（第31表）

区分	入所児童数				延人員				１日平均在所人員	１人平均在所日数
			うち虐待				うち虐待			
中　央	91	(5)	40	(4)	2,236	(150)	1,028	(115)	6.1	24.6
尼　崎	65	(7)	40	(4)	2,606	(340)	1,799	(280)	7.1	40.1
西　宮	66	(5)	28	(4)	2,328	(366)	1,221	(343)	6.4	35.3
川　西	74	(6)	44	(3)	2,312	(331)	1,600	(222)	6.3	31.2
加　東	37	(2)	19		946	(54)	614		2.6	25.6
姫　路	70	(6)	19	(3)	2,186	(256)	725	(145)	6.0	31.2
豊　岡	20		6		492		195		1.3	24.6
計	423	(31)	196	(18)	13,106	(1497)	7,182	(1105)	35.9	31.0
神戸市	406	(19)	183	(14)	11,657		5,657		31.0	28.0
明石市	87		66		2,842		2,260		7.8	32.7

㈱　（　）は、３年度からの繰り越し件数を内書き

一時保護児童相談種別年次推移（第８図）

単位：人
（　）内は％

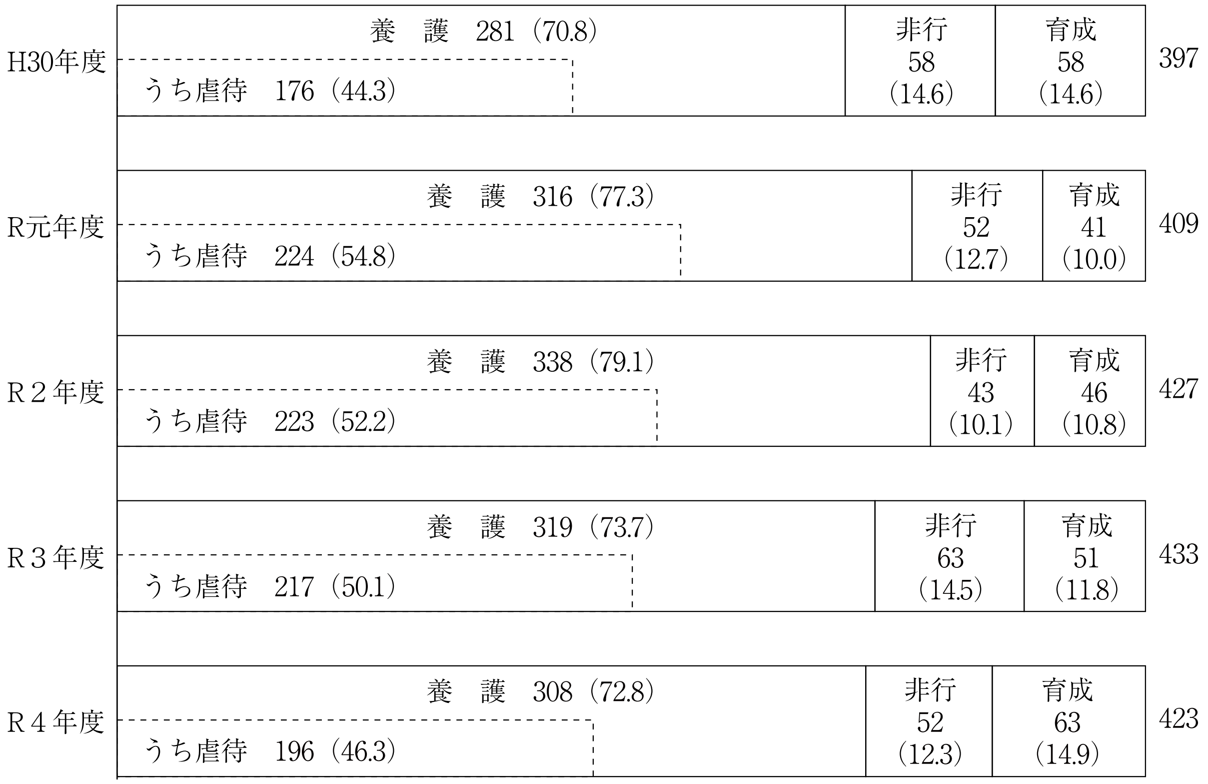

養護・非行相談一時保護理由（第９図）

単位：人
（　）内は％

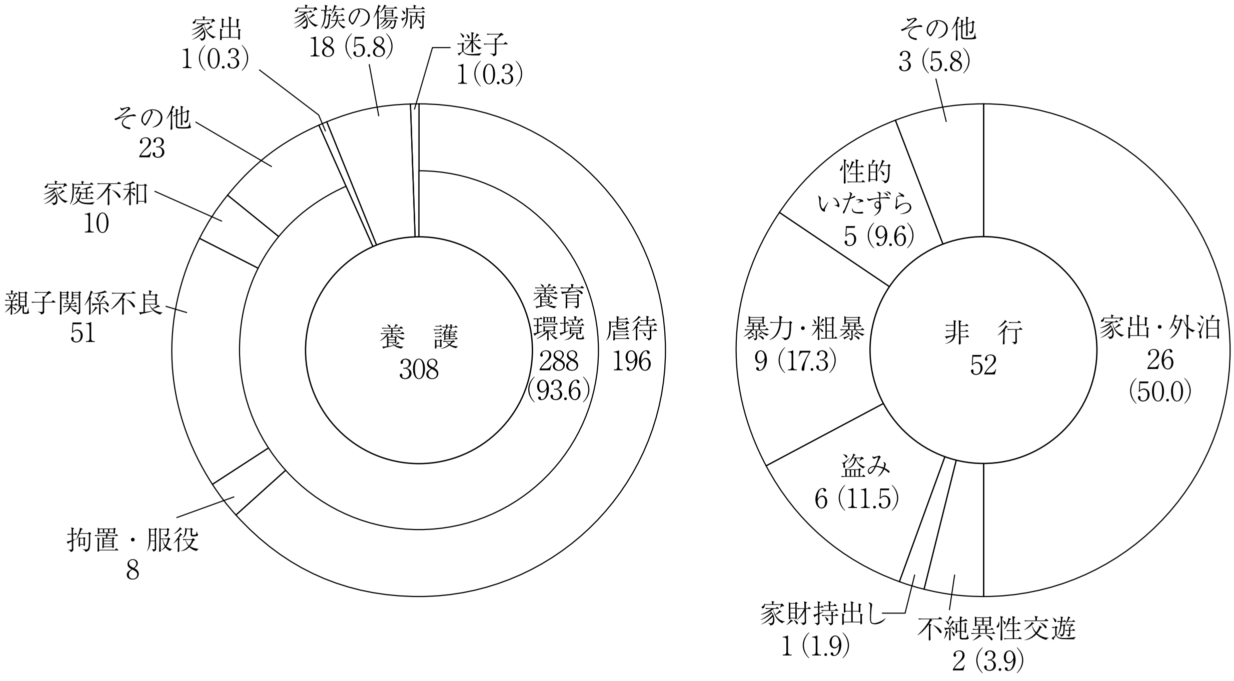

⑵ 保護目的別・種別の一時保護の状況

一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の３つがあります。令和４年度は、緊急保護が322件（76.1％）と最も多く、次いで行動観察が95件（22.5％）となっています。

緊急保護は、令和３年度に比べ19件（5.9％）減少しました。

保護目的別・種別一時保護状況（第10図）

単位：人
（　）内は延人数

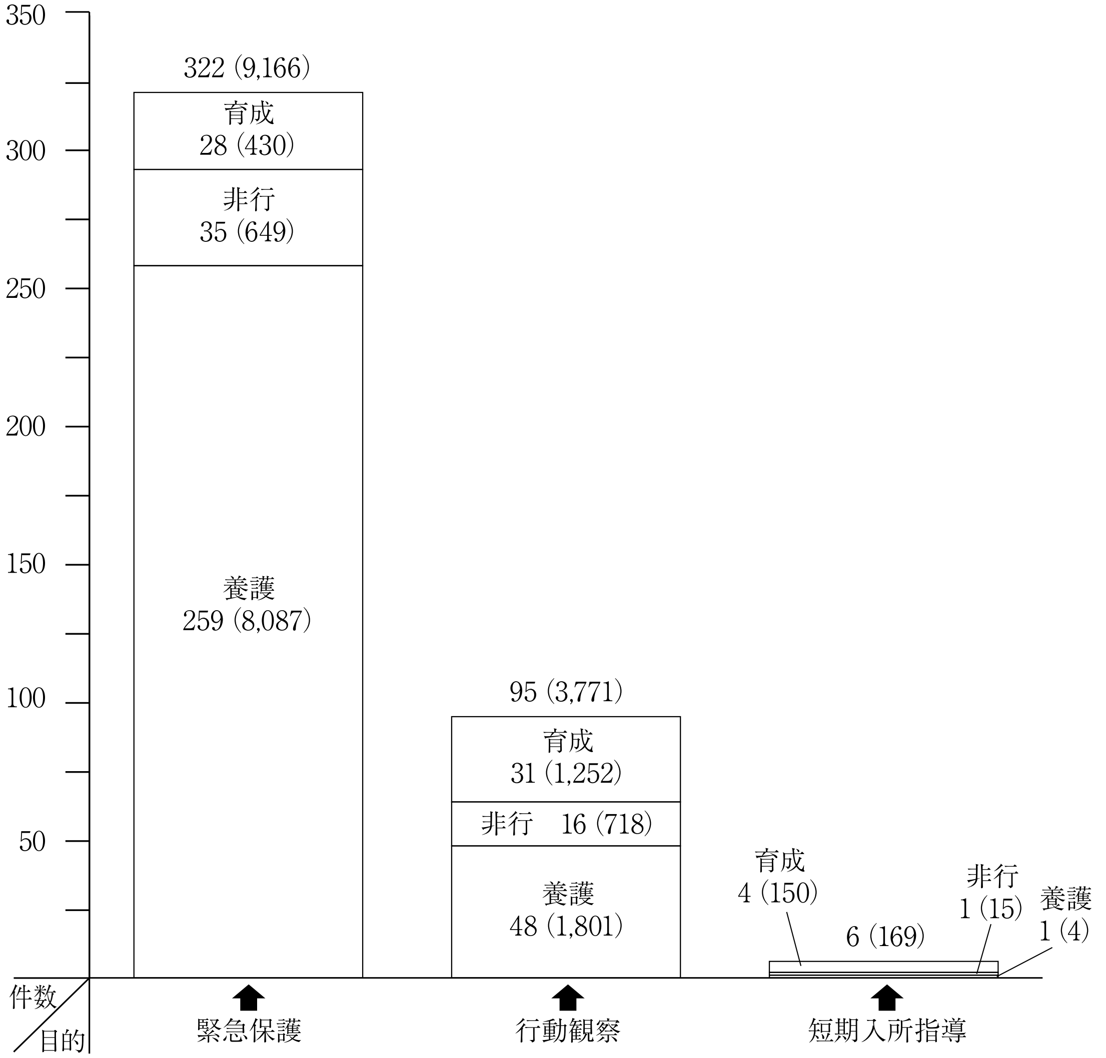

⑶　一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況

一時保護児童種別・年齢・保護日数・保護解除先状況（第32表）

単位：人
（　）内は％

区分		種別 養護	非行	育成	計	
保護数		308	52	63	423	(100.0)
こども家庭センター別	中央	62	10	19	91	(21.5)
	尼崎	52	11	2	65	(15.4)
	西宮	44	7	15	66	(15.6)
	川西	61	6	7	74	(17.5)
	加東	27	3	7	37	(8.7)
	姫路	49	10	11	70	(16.6)
	豊岡	13	5	2	20	(4.7)
年齢	0～2歳	6			6	(1.4)
	3歳以上幼児	60		2	62	(14.7)
	小学生	102	6	22	130	(30.7)
	中学生	108	31	30	169	(40.0)
	中卒	32	15	9	56	(13.2)
保護日数	7日以内	100	21	26	147	(34.8)
	14日以内	19	2	5	26	(6.1)
	21日以内	24	4	8	36	(8.5)
	30日以内	33	6	2	41	(9.7)
	60日以内	78	13	16	107	(25.3)
	61日以上	54	6	6	66	(15.6)
保護解除先	児童養護施設	24	1	4	29	(6.9)
	児童自立支援施設	4	5	3	12	(2.8)
	その他の施設	13	1	2	16	(3.8)
	里親	5	1		6	(1.4)
	家庭	141	12	17	170	(40.2)
	その他	103	29	32	164	(38.8)
次年度へ繰り越し		18	3	5	26	(6.1)
男女別内訳	男	147	28	46	221	(52.2)
	女	161	24	17	202	(47.8)

一時保護児童年齢別保護日数状況（第33表）

単位：人

年齢＼保護日数	7日以内	14日以内	21日以内	30日以内	60日以内	61日以上	計
0 ～ 2 歳	1	1			2	2	6
3歳以上幼児	14	6	4	12	17	9	62
小学生	37	4	13	12	31	33	130
中学生	63	12	11	14	48	21	169
中卒以上	32	3	8	3	9	1	56
計	147	26	36	41	107	66	423

(4) 一時保護委託の状況

こども家庭センターでの一時保護が困難な場合、適切な機関等に一時保護を委託しています。令和４年度は1,380件の委託を行いました。

委託先は、児童養護施設が429件（31.1％）と最も多く、次いでその他が281件（20.4％）、里親が274件（19.9％）と多くなっています。

こども家庭センター別一時保護委託状況（第34表）

単位：人

こども家庭センター＼委託先	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計	うち虐待
中央	56 (60)	30 (1201)	108 (2630)	33 (851)	49 (1020)	276 (5762)	151 (3184)
尼崎	30 (40)	17 (923)	55 (2112)	18 (642)	56 (2418)	176 (6135)	79 (3334)
西宮	49 (57)	12 (432)	68 (1532)	28 (425)	29 (702)	186 (3148)	66 (961)
川西	41 (46)	10 (516)	49 (1428)	108 (1946)	41 (1772)	249 (5708)	130 (3019)
加東	12 (16)	15 (704)	37 (530)	23 (436)	11 (457)	98 (2143)	45 (967)
姫路	78 (86)	34 (1396)	84 (1862)	49 (1123)	94 (2877)	339 (7344)	146 (2684)
豊岡	4 (5)	8 (790)	28 (1208)	15 (182)	1 (13)	56 (2198)	41 (1066)
計	270 (310)	126 (5962)	429 (11302)	274 (5605)	281 (9259)	1,380 (32438)	658 (15215)
神戸市	186 (193)	81 (2558)	80 (1969)	8 (195)	0 (0)	355 (4915)	178 (3062)
明石市	18 (23)	7 (361)	1 (37)	15 (604)	9 (499)	50 (1524)	27 (938)

（注１）３年度からの継続分を含む。
（注２）（　）内は委託延日数である。

一時保護委託年次推移（第35表）

単位：人

年度＼委託先	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計
H30	290	90	392	146	152	1,070
R元	239	129	483	297	210	1,358
R２	187	112	427	203	141	1,070
R３	239	96	489	235	210	1,269
R４	270	126	429	274	281	1,380

5　児童虐待防止24時間ホットラインの受付・対応の状況

夜間、休日において児童虐待など緊急の相談に対応するため、平成14年度から中央こども家庭センターに児童虐待相談員を配置し、電話相談に応じています。

⑴　受付の内容

令和４年度の受付件数は、通告が807件（22.0%）、相談が476件（13.0%）となっています。

受付内容（第36表）（第11図）　単位：件
（　）内は%

通　　　　　　告	807 （22.0%）
相　　　　　　談	476 （13.0%）
関係機関等からの連絡等	2,380 （65.0%）
合　　　　　　計	3,663 （100.0%）

㈲「関係機関等からの連絡等」は、通告・相談以外の事務連絡等である。

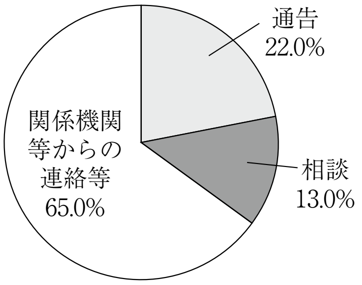

⑵　通告内容別の受付・対応の状況

通告の内容は、虐待が593件（73.5%）と最も多くなっています。次いで虐待以外の養護が136件（16.9%）、性格行動と非行が39件（4.8%）と多くなっています。

また、通告の対応では、緊急対応が369件（45.7%）、後日連絡が438件（54.3%）となっています。通告を受けて一時保護又は一時保護委託を行ったものは237件（29.4%）でした。

通告内容別受付・対応状況（第37表）（第12図）

単位：件

区　分	経路				ホットラインでの対応			こども家庭センターでの対応			
	警察等	近隣・知人	その他	合計	緊急対応	後日連絡	合計	一時保護	一時保護委託	その他	合計
養　護	(154) 260	(391) 405	(48) 64	(593) 729	(180) 297	(413) 432	(593) 729	(43) 71	(80) 122	(470) 536	(593) 729
性格行動	37		2	39	37	2	39	6	16	17	39
非　行	36	3		39	35	4	39	11	11	17	39
合　計	(154) 333	(391) 408	(48) 66	(593) 807	(180) 369	(413) 438	(593) 807	(43) 88	(80) 149	(470) 570	(593) 807

（注１）（　）内は虐待相談件数の内書き
（注２）こども家庭センターでの対応は、ホットラインから連絡後48時間以内程度の初期対応分である。

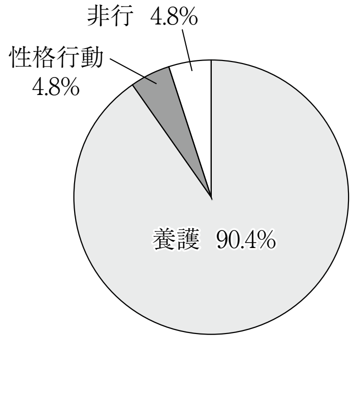

⑶　相談内容別の受付・対応の状況

相談の内容は、養護が277件（58.2％）と最も多く、次いでしつけが84件（17.6％）、性格行動が48件（10.1％）と多くなっています。

相談内容別受付・対応状況（第38表）（第13図）

単位：件

区　分	経路						ホットラインでの対応				こども家庭センターでの対応（ホットラインで助言としたものを除く）			
	父	母	その他の家族・親戚	児童本人	その他	合計	緊急対応	後日連絡	助言	合計	一時保護	一時保護委託	その他	合計
養　護	(15) 42	(32) 130	(12) 27	(22) 31	(23) 47	(104) 277	(9) 26	(42) 69	(53) 182	(104) 277	1	(1) 2	(50) 92	(51) 95
し つ け	7	75		1	1	84	1	2	81	84			3	3
性格行動	11	33	2	1	1	48	2	13	33	48			15	15
身体の悩み	1					1			1	1				
障　害	3	29		2	1	35	1	13	21	35			14	14
非　行	1	5			7	13	3	5	5	13			8	8
不 登 校		4		1		5			5	5				
学業・進路		2				2		1	1	2			1	1
学校生活		7	1		3	11		1	10	11			1	1
そ の 他														
合　計	(15) 65	(32) 285	(12) 30	(22) 36	(23) 60	(104) 476	(9) 33	(42) 104	(53) 339	(104) 476	1	(1) 2	(50) 134	(51) 137

（注１）（　）内は虐待相談の内書き
（注２）こども家庭センターでの対応は、ホットラインから連絡後、48時間以内程度で初期対応をした件数である。

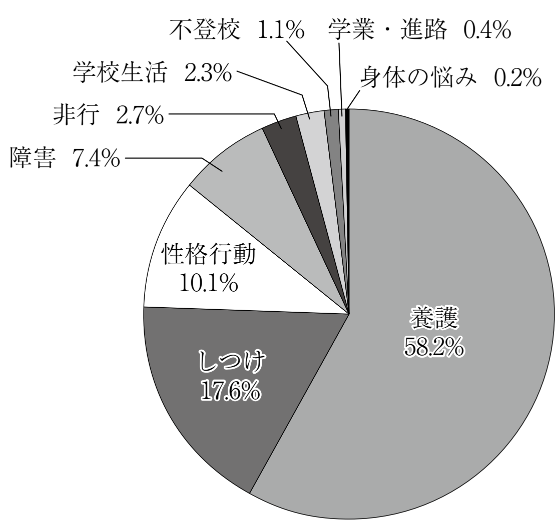

⑷ 関係機関等からの連絡等

関係機関等からの連絡は1,992件あり、その他の間違い電話やいたずら電話などが388件ありました。

関係機関等からの連絡等（第39表）

単位：人
（　）内は％

関係機関等からの連絡	1,992 （83.7%）
そ　の　他	388 （16.3%）
合　計	2,380 （100.0%）

⑸ 内容別・こども家庭センター等別の受付状況

内容別・こども家庭センター等別受付状況（第40表）（第14図）

単位：件

区分	中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	神戸市	明石市	県外	不明	合計
通告	126	129	145	176	56	156	9		1	9		807
相談	58	69	81	118	16	111	10	1	1	3	8	476
合計	184	198	226	294	72	267	19	1	2	12	8	1,283

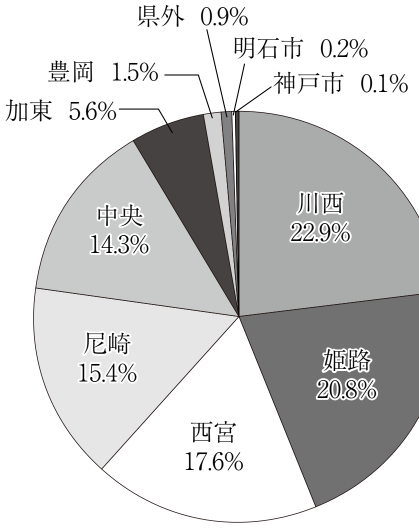

⑹　内容別・年齢別の受付状況

内容別・年齢別受付状況（第41表）（第15図）

単位：件

区　　分	0〜5歳	6〜12歳	13〜15歳	16〜17歳	18歳以上	不明(児童)	大　人	合　計
通　　告	289	315	133	70				807
相　　談	133	196	92	50	5			476
合　　計	422	511	225	120	5			1,283

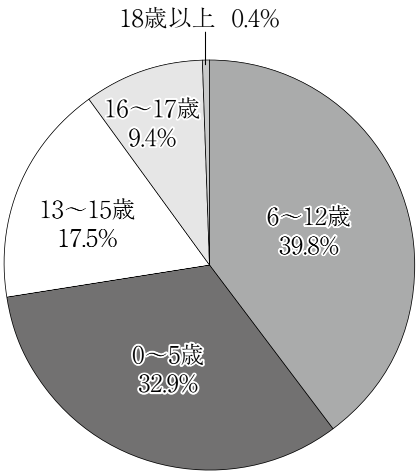

令和５年度事業の概要

1　児童虐待防止対策推進事業

複雑化、深刻化する児童虐待問題に対して、こども家庭センター（児童相談所）の機能強化を図るとともに、児童福祉に携わる関係機関・団体等が、共通の認識をもち、連携を密にして児童虐待への適切な対応とその防止に向けた取り組みを効果的に進めます。

(1)　児童虐待防止24時間ホットライン設置事業

休日や夜間を含めた児童虐待の相談体制の整備拡充を図るため、児童虐待相談員を中央こども家庭センターに配置し、休日・夜間の電話相談に対応し、必要に応じて各こども家庭センターの管理・監督職員と連携し緊急一時保護等を行います。

相談時間・体制

区　　分	時　間　帯	相談対応者
土　日　祝	8：45～17：45	児童虐待相談員
夜　　　間	17：45～8：45	児童虐待相談員
平日(昼間)	上記以外	児童虐待対応専門チーム

(2)　こども家庭センターによる市町児童相談への技術的支援事業

専門機関であるこども家庭センターが、市町への技術的援助のための事業を展開し、市町での児童家庭相談がスムーズに実施されるよう支援します。

(3)　児童虐待防止に向けた地域連携強化事業

市町の要保護児童対策地域協議会を支援するとともに、児童虐待の早期発見体制の強化を図るため、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施します。

(4)　ひょうごオレンジネット推進事業

児童虐待の早期発見・早期支援体制を充実させるため、地域での民生委員・児童委員・主任児童委員の活動が強化されるよう支援します。

⑸　児童虐待等対応専門アドバイザーによる支援

児童虐待等対応専門アドバイザーをこども家庭センターに配置し、児童虐待等の困難ケースに関して、①司法的介入の実施、②保護者及び子どもへの援助方針の助言・指導、③虐待を行った保護者等への助言・指導を通じて家族の再統合や養育機能の再生を図るとともに、④市町を含む職員等の専門的資質向上のための研修会等を行います。

⑹　虐待をした親等への家族再統合支援事業

子どもの安全確保を最優先としつつ、「家族」への支援という視点に立ち、虐待を理由に親子分離し施設入所した子どもとその家族に対し、再統合に向けた専門的援助を行い、子どもの家庭復帰を図ります。

新・家族再統合支援プログラムを実施し、家族再統合や家族の養育機能の再生などへの取り組みを強化します。

ア　「家族支援のガイドライン」を利用した家族再統合支援

「家族支援のガイドライン」に基づき、施設に入所している親子の中から家庭復帰の対象としてアプローチするケースを選定し、各種支援ツールを活用するなどして、家族再統合支援を実施します。

イ　家庭復帰等評価委員会の設置

こども家庭センターに、弁護士・医師等が第三者委員となる家庭復帰等評価委員会を設置し、虐待を理由に施設入所又は一時保護した子どもを家庭復帰させる場合などについて、適否に関する協議を行います。

２　地域における子どもの健全育成推進事業

⑴　地域児童健全育成推進事業

家庭における子どもの養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑・多様化している状況にあることから、こども家庭センターがその専門性を活かし、地域においてきめ細かな健全育成活動を進めていくことが不可欠となっています。

そこで、各こども家庭センターにおいて、地域の実情に応じた各種事業を積極的に実施することで、要保護児童等の健全育成の推進と福祉の向上を図ります。

ア　こども家庭センター業務概要（「ひょうごの児童相談」）作成

こども家庭センターの業務概要を作成し、関係機関等に配布します。

イ　こども家庭センターによる啓発

公開講座の開催、啓発のための啓発紙（ホームページ等を含む）を作成し、配布することにより、児童問題への理解を深め、広く県民に児童福祉に関する情報を発信します。

⑵　精神科医師等の配置事業

中学生や高校生年代の様々な心の問題を抱えた子どもに対応するため、中央こどもセンターに医療参事を配置するなど各こども家庭センターに精神科医師を配置し、子どもやその保護者に対する相談支援機能の充実強化を図ります。

３　職員研修等関連事業

⑴　こども家庭センター職員研修充実強化事業

複雑化・困難化する児童相談に適切に対応するため、児童福祉司任用に係る研修（平成29年４月から義務化）のほか、職種、業務に応じた系統的、体系的な研修を実施します。

⑵　主任児童委員等連携事業

地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行います。

⑶　市町の児童相談体制の強化に向けた支援

児童相談の第一義的な窓口である市町の相談担当職員の専門性の向上を図るため、要保護児童対策調整機関に設置される専門職を対象にした研修（平成29年４月から義務化）のほか、専門研修、児童福祉司任用資格取得講習等を開催します。

４　児童虐待防止に向けた児童相談体制強化事業

⑴　警察との連携強化事業

警察・裁判所等との連携強化が必要となっていることから、こども家庭センターに少年事件の経験を有する現職警察官及び警察官OB（安全確認指導員）を配置し、司法的な調整や援助を得ることなどにより、職員の負担を軽減し、援助業務の円滑化を図ります。

また、「児童虐待事案に係る兵庫県及び兵庫県警察の連携に関する協定」に基づき重大事案の早期発見、早期対応を的確に実施する体制の充実を図ります。

⑵ 相談機能強化事業

こども家庭センターにおけるチェック機能を充実させ、子どもの安全確保を徹底するため児童福祉対策推進員を配置し、特に児童虐待におけるリスクアセスメントを行うとともに、市町等関係機関との調整を行います。

⑶ 被虐待児を支援する関係機関連携事業

被虐待児の家庭復帰にあたって、児童養護施設等に入所中の子どもや保護者の生活状況の調査等、きめ細かなフォローを行うため、こども家庭センターに児童福祉対策推進員を配置し、子どもが入所する施設や保護者が生活する地域の関係機関と連携し、援助業務の充実を図ります。

⑷ 児童虐待防止医療ネットワークの推進

医療機関において頭部外傷など虐待を疑われる児童の受診が増加していることから、中核的医療機関を中心とした児童虐待対応のネットワークづくりを通じて、児童虐待防止体制を強化します。

⑸ 乳児院における児童虐待対応強化事業

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等の特定妊婦等に対して、乳児院の専門的な知識と経験を生かし、市町及びこども家庭センターとの連携のもと、養育支援と指導を行い、支援機関による援助につなぐことで、児童虐待の予防と再発防止を図ります。

⑹ 子どもの権利擁護のための意見表明支援事業

一時保護又は入所措置等の子どもから、第三者への意見表明（聴取）の申出があれば、兵庫県弁護士会に「意見表明支援員」の派遣を依頼します。

⑺　ＳＮＳ相談事業

児童問題の未然防止や早期発見の観点から全国どの地域においても、子どもや家庭からＳＮＳ相談ができるよう、国が開発した相談システムを活用し、子どもやその保護者がＳＮＳ上で相談できる体制を構築します。

５　里親・ファミリーホーム制度普及啓発研修事業

里親・ファミリーホーム制度を広く県民に普及周知し、制度の理解を深めるとともに、新たな養育里親の開拓につなげられるよう、各市町単位において普及啓発・研修事業等を実施します。

⑴　里親・ファミリーホーム制度普及啓発

各地区里親会と連携し、県民に対し里親出前講座を開催するとともに医療機関に対し里親、特別養子縁組制度の周知を行います。

⑵　里親との交流会事業

週末里親、季節里親、ボランティア、施設等と里親やファミリーホームとの交流会を実施します。

⑶　地区里親研修会事業

里親相互の交流と養育実態の自己点検を行い、養育力の向上を図るとともに、里親の養育を支援する機関が集まり、個別の里親への支援方策を検討します。

⑷　広報啓発事業

県民の里親制度への理解を深めるため、当事者の体験談を盛り込んだ啓発動画「もうひとつの親子」の活用のほか、チラシの配布、広報誌への掲載、里親相談会の開催など、一層の普及啓発を図ります。

⑸　委託前養育等支援事業

養親候補者に子どもを新たに委託する場合、委託前に行う面会や外出、外泊等のマッチングで生じる生活費等の経済的負担を軽減するための費用や里親を対象とした研修へ参加する際の交通費の一部を支援します。

６　その他

⑴　療育相談指導事業

障害児とその保護者及び地域の療育機関に対し、相談、指導を行い、家庭と地域における療育を支援します。

⑵　児童相談部会設置運営事業

子ども及び保護者の意向に反する措置や援助困難なケースについて専門性、客観性と子どもの最善の利益を確保するため、兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会の指導を得ます。

⑶　こども家庭センター、地区民生委員・児童委員協議会会長等連絡会

各こども家庭センター職員と地区民生委員・児童委員協議会会長で構成する連絡会を開催し、子どもをめぐる地域の実情、諸問題について、定期又は随時に意見交換・情報交換を行います。

⑷　こども家庭センターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化

入所児童について、こども家庭センターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化及び情報と方針の共有化により、援助の充実を図るため、合同のケース検討会や職員研修会を開催します。

参　考　資　料

児童福祉法に基づく施設一覧

⑴　**児童養護施設**　　施設数 40（公立１、民間立39）　　定員 1,407名

（乳児を除く、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを入所させて養護し、併せてその自立を支援する施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	認可設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
神戸	尼崎市尼崎学園	尼崎市	45	昭25. 4. 1	651－1502	神戸市北区道場町塩田3083	(078)985－2133 (078)985－1336
阪神南	子供の家	社会福祉法人 神戸婦人同情会	30	昭23. 7. 1	661－0974	尼崎市若王寺3丁目16－3	(06)6491－8953 (06)6498－3444
	三光塾	社会福祉法人 三光事業団	35	昭27. 5.20	663－8125	西宮市小松西町2丁目6－30	(0798)41－4421 (0798)40－2879
	善照学園	社会福祉法人 善照学園	65	昭34.11. 1	651－1423	西宮市山口町船坂2128－1	(078)904－3773 (078)903－2171
	善照虹のかけ橋	社会福祉法人 善照学園	6	平25. 4. 1	651－1424	西宮市山口町香花園8－64	(078)219－7247 (078)219－7247
	善照夢のかけ橋	社会福祉法人 善照学園	6	平27. 1. 1	651－1423	西宮市山口町船坂721－6	(078)277－2672 (078)277－2672
阪神北	御殿山ひかりの家	社会福祉法人 三光事業団	6	平14.11. 1	665－0841	宝塚市御殿山2－1－67	(0797)85－4452 (0797)85－4453
	いながわ子供の家	社会福祉法人 神戸婦人同情会	35	平26. 4. 1	666－0243	川辺郡猪名川町柏梨田 字イハノ谷10－9	(072)744－1880 (072)744－1980
東播磨	播磨同仁学院	社会福祉法人 播磨同仁学院	55	昭28. 8.26	675－0112	加古川市平岡町山之上518	(079)424－3278 (079)424－0612
	立正学園	社会福祉法人 立正学園	45	昭31.10.18	675－1202	加古川市八幡町野村617－4	(079)438－0132 (079)438－8553
	アメニティホーム ルピナス高砂	社会福祉法人 あいむ	30	令元. 6. 1	676－0827	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1163－1	(079)449－2112 (079)449－2123
北播磨	さつき子どもホーム	社会福祉法人 立正学園	6	平24. 4. 1	673－0441	三木市別所町朝日ヶ丘35－2	(079)482－5015 (079)482－5015
中播磨	アメニティホーム 広畑学園	社会福祉法人 あいむ	42	昭24.11. 1	671－1102	姫路市広畑区蒲田370－1	(079)236－1630 (079)237－8301
	児童ホーム　東光園	社会福祉法人 心地	40	昭26.12. 5	670－0873	姫路市八代東光寺町8－1	(079)222－5028 (079)222－5027
	パルコミュニティハウス 信和学園	社会福祉法人 信和学園	45	昭30. 8.24	670－0883	姫路市城北新町1丁目7－31	(079)222－6308 (079)222－6320
	二葉園	社会福祉法人 夢前福祉会	60	昭26. 2. 1	671－2134	姫路市夢前町菅生澗673－1	(079)335－0012 (079)335－0674
西播磨	泉心学園	社会福祉法人 泉心学園	32	昭24.11. 1	678－1203	赤穂郡上郡町尾長谷536	(0791)52－0168 (0791)52－5565
	アメニティホーム 光都学園	社会福祉法人 あいむ	35	平19. 8. 1	679－5165	たつの市新宮町光都1－6－1	(0791)58－1101 (0791)58－1108
	さくらこども学園	社会福祉法人 桜谷福祉会	42	平22. 4. 1	678－0255	赤穂市新田1444	(0791)46－0332 (0791)43－0858
但馬	若草寮	社会福祉法人 南但愛育会	30	昭31. 1.10	669－5112	朝来市山東町大内547－1	(079)676－2123 (079)676－2898
丹波	睦の家	社会福祉法人 南但愛育会	30	平25. 4. 1	669－3826	丹波市青垣町文室204－2	(0795)87－5815 (0795)87－5818
淡路	淡路学園	社会福祉法人 育世会	40	昭28. 9. 9	656－0122	南あわじ市広田広田637	(0799)45－0412 (0799)45－2015
	すみれホーム	社会福祉法人 育世会	5	令 5. 4. 1	656－0131	南あわじ市広田中筋399－11	(0799)45－0412 (0799)45－2015
	聖智学園	社会福祉法人 椎の木会	30	昭30. 8.24	656－2131	淡路市志筑1542－1	(0799)62－4491 (0799)62－4565
	グループホームまほろば	社会福祉法人 椎の木会	6	平25. 1. 1	656－2131	淡路市志筑3042－1	(0799)64－7535 (0799)62－7535
	グループホームあすなろ	社会福祉法人 椎の木会	6	平27. 1. 1	656－2131	淡路市志筑1115－3	(0799)64－7351 (0799)62－4565
神戸市所管	信愛学園	社会福祉法人 信愛学園	45	昭23. 2.28	658－0047	神戸市東灘区御影3丁目28－1	(078)851－6128 (078)851－6670
	神愛子供ホーム	社会福祉法人 神愛子供ホーム	30	昭25. 7.18	658－0063	神戸市東灘区住吉山手 4丁目7－35	(078)811－8698 (078)811－8697
	双葉学園	社会福祉法人 神戸協和会	35	昭23. 1. 1	657－0011	神戸市灘区鶴甲1丁目5－1	(078)841－2792 (078)851－6762
	同朋学園	社会福祉法人 同朋福祉会	44	昭25. 6. 5	657－0068	神戸市灘区篠原北町4丁目8－1	(078)801－6301 (078)801－0566
	愛神愛隣舎	社会福祉法人 愛神愛隣舎	40	昭23. 7. 1	657－0834	神戸市灘区泉通4丁目4－5	(078)861－2462 (078)861－9588
	神戸真生塾	社会福祉法人 神戸真生塾	65	昭23. 2.28	650－0004	神戸市中央区中山手通 7丁目25－38	(078)341－5897 (078)341－8239
	夢野こどもホーム	社会福祉法人 神戸光有会	40	昭23. 7. 1	652－0063	神戸市兵庫区夢野町4丁目3－13	(078)511－3445 (078)511－5156
	愛信学園	社会福祉法人 共生会	51	昭36. 5. 1	652－0016	神戸市兵庫区馬場町7－14	(078)341－8934 (078)341－8936
	神戸実業学院	社会福祉法人基督教日本 救霊隊神戸実業学院	40	昭23. 7. 1	652－0002	神戸市兵庫区平野町天王谷 奥東服山270	(078)521－5478 (078)521－0255
	天王谷学園	社会福祉法人 天王谷学園	45	昭23. 7. 1	651－1621	神戸市北区淡河町神影115	(078)958－0302 (078)958－0346
	グイン・ホーム	社会福祉法人 白百合学園	30	昭42. 9.30	651－1144	神戸市北区大脇台12－1	(078)593－6667 (078)593－0023
	長田こどもホーム	社会福祉法人 明星寮	35	昭24. 8. 2	653－0803	神戸市長田区前原町 1丁目21－18	(078)691－7210 (078)691－6033

地域別	施設名	設置主体	定員	認可設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
神戸市所管	神戸少年の町	社会福祉法人 神戸少年の町	70	昭23. 7. 1	655－0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751－2222 (078)751－3230
明石市所管	カーサ汐彩	社会福祉法人 立正学園	30	平29. 4. 1	673－0046	明石市藤が丘2丁目36－1	(078)939－2696 (078)939－2690

⑵ **乳児院**　施設数 9（民間立 9）　定員 188名

（保護者のいない乳児、虐待されている乳児等を入所させ養育する施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
阪神北	伊丹乳児院	社会福祉法人 有岡協会	30	昭28. 1.23	664－0007	伊丹市北野3丁目48番地の2	(072)781－1744 (072)781－1866
中播磨	ピューパホール	社会福祉法人 姫路乳児院	30	昭31. 6.15	670－0873	姫路市八代東光寺町13－11	(079)282－2692 (079)282－3029
中播磨	乳児ホームるり	社会福祉法人 心地	15	昭43.11. 1	670－0873	姫路市八代東光寺町8－1	(079)222－5027 (079)222－5027
但馬	くれよん	社会福祉法人 南但愛育会	9	平28. 4. 1	669－5112	朝来市山東町大内505－1	(079)676－2223 (079)676－2929
淡路	聖和の杜	社会福祉法人 椎の木会	9	令 3. 4. 1	656－2131	淡路市志筑1489－3	(0799)73－6161 (0799)62－4800
神戸市所管	御影乳児院	社会福祉法人 信愛学園	20	昭24. 5.10	658－0047	神戸市東灘区御影3丁目28－1	(078)851－6128 (078)851－6670
神戸市所管	真生乳児院	社会福祉法人 神戸真生塾	30	昭24.12. 1	650－0004	神戸市中央区中山手通 7丁目25－38	(078)341－5897 (078)341－8239
神戸市所管	神戸少年の町乳児院	社会福祉法人 神戸少年の町	20	昭42. 9. 1	655－0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751－2224 (078)751－3230
明石市所管	明石乳児院	社会福祉法人 ひとまる会	25	昭40.11. 1	674－0051	明石市大久保町大窪2752－1	(078)936－1419 (078)937－1920

⑶ **児童心理治療施設**　施設数 2（公立 1、民間立 1）　定員 100名（入所 80名、通所 20名）

（環境上の理由により社会生活の適応が困難となった子どもを短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて心理治療及び生活指導・学校教育を行う施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	認可設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
東播磨	清水が丘学園	兵庫県	入所50 通所20	昭50. 5. 1	674－0074	明石市魚住町清水2744	(078)943－0501 (078)943－6598
神戸市所管	しらゆりホーム	社会福祉法人 白百合学園	入所30	平27. 4. 1	651－1144	神戸市北区大脇台12－1	(078)593－6637 (078)593－6632

⑷ **児童自立支援施設**　施設数 2（公立 2）　定員 260名

（不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の子どもに状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
東播磨	明石学園	兵庫県	130	昭23. 1. 1	674－0074	明石市魚住町清水2744	(078)942－1572 (078)941－1264
神戸市所管	若葉学園	神戸市	130	昭33. 8. 1	655－0001	神戸市垂水区多聞町 小束山868番地の49	(078)792－1133 (078)795－4300

⑸ **自立援助ホーム**　施設数 7（公立 1、民間立 6）　定員 58名

（義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事が必要と認めた者に対し、これらの者が共同生活をしながら、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
阪神南	カリス・ホーム	特定非営利活動法人 ホザナ・ハウス	9	平29. 4. 1	659－0096	芦屋市山手町15－8	(0797)34－0588 (0797)34－0589
阪神南	カリス・ボーイズ	特定非営利活動法人 ホザナ・ハウス	9	令元. 7. 1	659－0096	芦屋市山手町15－8	(0797)22－8801 (0797)34－0589
阪神南	若葉	一般社団法人 若葉	6	令 4. 1.20	661－0975	尼崎市下坂部1丁目20－10	(06)6409－4315 (06)6409－4316
阪神北	歩（あゆむ）	特定非営利活動法人 BOND	6	平27. 8. 1	664－0012	伊丹市緑ヶ丘1丁目208－5	(072)783－5577 (072)783－5577

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
神戸市所管	子供の家	神戸市	16	平24. 3. 1	655－0006	神戸市垂水区本多聞7－2－3	(078)783-7137 (078)783-7138
明石市所管	江井ケ島はるるんハウス	特定非営利活動法人 つなご	6	令 2. 5. 1	674－0064	明石市大久保町江井島299－1 青雲マンション1F－2F	(078)947-0027 (078)947-0027
	フレスタ明石	社会福祉法人法人 育成会	6	令 5. 4. 1	674－0057	明石市大久保高丘1丁目6－8	(078)223-3247 (078)936-8651

⑹ **児童家庭支援センター**　　施設数 10（民間立 10）

（地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子ども、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子どもまたはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設）

地域別	施設名	設置主体	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
阪神南	キャンディ	社会福祉法人 神戸婦人同情会	平14. 4. 1	661－0974	尼崎市若王寺3丁目16－3	(06)6491-1811 (06)6491-1861
阪神北	子そだてサポートひかり	社会福祉法人 三光事業団	平23. 4. 1	665－0841	宝塚市御殿山2－1－67	(0797)81-2775 (0797)81-2775
東播磨	虹の丘	社会福祉法人 立正学園	平21. 6. 1	675－1202	加古川市八幡町野村617－4	(079)438-2725 (079)438-2726
中播磨	すみれ	社会福祉法人 あいむ	平14. 4. 1	671－1102	姫路市広畑区蒲田370－1	(079)230-4445 (079)230-4446
西播磨	すずらん	社会福祉法人 あいむ	平21. 4. 1	679－5165	たつの市新宮町光都1－6－1	(0791)58-1145 (0791)58-1146
但馬	リボン	社会福祉法人 南但愛育会	平21. 7. 1	669－5112	朝来市山東町大内522－1	(079)676-5035 (079)676-5035
神戸市所管	神戸真生塾 子ども家庭支援センター	社会福祉法人 神戸真生塾	平17. 4. 1	650－0004	神戸市中央区中山手通7丁目 25－38	(078)341-6493 (078)341-6492
	児童家庭支援センター しらゆり	社会福祉法人 白百合学園	平28. 4. 1	651－1144	神戸市北区鈴蘭台東町 1丁目8－16　扇野ビル2階	(078)594-7785 (078)594-7710
	児童家庭支援センター おるおるステーション	社会福祉法人 神戸実業学院	令 2. 3. 1	652－0015	神戸市兵庫区下祇園町37－9	(078)371-4351 (078)595-9213
明石市所管	児童家庭支援センター かりん	社会福祉法人 立正学園	令 2. 8. 1	673－0046	明石市藤が丘2丁目36－1	(078)939-2369 (078)939-2690

⑺ **福祉型障害児入所施設**　　施設数 9（公立 1、民間立 8）　　定員 246人

（障害児を入所させて保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識、技能を与える施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	主対象障害 知的	肢体	難聴	発達	重心	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
阪神南	三田谷学園	社会福祉法人 三田谷治療教育院	30	○					昭23. 7. 1	659－0015	芦屋市楠町16－5	(0797)22-5025 (0797)22-7885
	ななくさ学園	社会福祉法人 阪神福祉事業団	35	○					昭40.12. 1	663－8001	西宮市田近野町8－1	(0798)56-1710 (0798)56-1711
北播磨	いちれつ学園	社会福祉法人 養徳会	25	○					昭38. 4. 1	679－1103	多可郡多可町中区牧野28	(0795)32-2216 (0795)32-2720
西播磨	赤穂精華園児童寮	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	36	○					昭36. 7. 1	678－0252	赤穂市大津権現1327	(07914)3-2091 (0791)43-7404
丹波	春日学園	社会福祉法人 みつみ福祉会	30	○					昭36. 2. 1	669－4132	丹波市春日町野村65－1	(0795)75-1080 (0795)75-0377
神戸市所管	おかば学園	社会福祉法人 陽気会	20	○					昭33. 9.21	651－1313	神戸市北区有野中町 2丁目5－19	(078)981-7271 (078)981-0825
	上野丘学園	社会福祉法人 上野丘さつき会	30	○					昭43. 8. 1	651－1612	神戸市北区淡河町東畑75	(078)958-0089 (078)958-0251
	さわらび学園	社会福祉法人 樅の木福祉会	20	○					昭40. 6. 1	651－2312	神戸市西区神出町 南宇美濃谷619	(078)965-2387 (078)965-2393
	おおぞらのいえ	兵庫県	20		○				平20. 4. 1	651－2134	神戸市西区曙町1070	(078)927-2727 (078)925-9253

⑻ 医療型障害児入所施設　　施設数 9（公立 2、民間立 7）　定員 1,047人

（障害児を入所させて保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識、技能を与えるとともに治療を行う施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	主対象障害 知的	肢体	難聴	発達	重心	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
阪神南	西宮すなご 医療福祉センター	社会福祉法人 甲山福祉センター	182					○	昭42. 4. 1	663－8131	西宮市武庫川町2－9	(0798)47－4477 (0798)43－1022
阪神北	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院	独立行政法人 国立病院機構	50					○	昭52.10.25	669－1515	三田市大原1314	(0795)63－2121 (0795)64－4626
	医療福祉センター さくら	社会福祉法人 枚方療育園	300					○	平 4. 8. 1	669－1357	三田市東本庄1188	(079)568－4103 (079)568－4104
北播磨	独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院	独立行政法人 国立病院機構	200					○	昭44. 4. 1	675－1327	小野市市場町926－453	(0794)62－5533 (0794)62－5757
	医療福祉センター のぎく	社会福祉法人 養徳会	60					○	昭50. 5. 1	679－1103	多可郡多可町中区牧野字 国木谷183－1	(0795)32－3246 (0795)32－0473
	医療福祉センター きずな	社会福祉法人 養徳会	80					○	平19. 4. 1	675－2456	加西市若井町字猪野83－31	(0790)44－2881 (0790)44－2929
中播磨	姫路聖マリア病院	社会医療法人財団 聖フランシスコ会	40					○	平29. 4. 1	670－0801	姫路市仁豊野650	(079)265－5111 (079)265－5001
神戸市所管	にこにこハウス 医療福祉センター	社会福祉法人 芳友	85					○	平13.10. 1	651－1106	神戸市北区しあわせの村 1番9号	(078)743－2525 (078)743－2050
	神戸医療福祉センター ひだまり	社会福祉法人 芳友	50					○	令 4. 4. 1	651－0077	神戸市中央区日暮通 5丁目5－8	(078)862－1939 (078)862－1953
	サポートハウス ココロネ住吉	社会福祉法人 平成記念会	100					○	令 4. 4. 1	658－0063	神戸市北区しあわせ村1－9	(078)858－7557 (078)277－0289

⑼ 児童発達支援センター　　施設数 30（公立 15、民間立 15）　定員 1,017人

（障害児を日々家庭から通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	主対象障害 知的	肢体	難聴	発達	重心	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
阪神南	かしのき学園	社会福祉法人 樫の木会	34	○					平16. 4. 1	660－0823	尼崎市大物町1－18－1	(06)6489－2287 (06)7507－2207
	あこや学園	尼崎市	50	○					昭38. 5.25	661－0024	尼崎市三反田町1－1－1	(06)4961－7870 (06)6422－8460
	わかば園	西宮市	45						平27. 9. 1	663－8202	西宮市高畑町2－77 西宮市立こども未来センター内	(0798)65－1837 (0798)64－5103
	西宮市立北山学園	社会福祉法人 甲山福祉センター	30	○					昭44. 8. 1	662－0001	西宮市甲山町53	(0798)71－8027 (0798)71－9114
	ゆーかりの森	医療法人社団 こあらファミリー	20	○					平30. 7. 1	651－1421	西宮市山口町上山口8－1	(078)904－3380 (078)904－3380
	あしやみらい	社会福祉法人 山の子会	20	○					平30.12. 1	659－0033	芦屋市高浜町1番7号高浜ライフサポートステーション3階	(0797)23－3939 (0797)23－3933
阪神北	伊丹市立児童発達 支援センター	伊丹市	80	○	○		○		平28. 4. 1	664－0898	伊丹市千僧1－47－2	(072)784－8128 (072)784－3700
	川西さくら園	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会	50	○					平 1. 7. 1	666－0014	川西市小戸3丁目12－10	(072)755－1772 (072)757－7281
	かるがも園	三田市	30	○					平10. 4. 1	669－1356	三田市井ノ草808	(079)568－1626 (079)560－7133
	ぞうさんの足音	医療法人社団 青山会	30	○					平26. 4. 1	669－1322	三田市すずかけ台1－12－3F	(079)564－7785 (079)564－7785
	子ども発達支援センター	宝塚市	50	○					平24. 4. 1	665－0822	宝塚市安倉中3－2－2	(0797)86－7130 (0797)86－2427
東播磨	高砂児童学園	高砂市	30	○					昭40. 1. 8	676－0824	高砂市阿弥陀町南池516	(0794)47－1167 (0794)48－5536
	明石市立知的障害児通園療育施設 あおぞら園	社会福祉法人 三田谷治療教育院	30	○					平21. 4. 1	674－0092	明石市二見町東二見 1836番地の1	(078)945－0280 (078)945－0281
	加古川市立 こども療育センター	加古川市	30	○					令 2. 4. 1	675－0335	加古川市志方町原604－1	(079)452－2511 (079)452－2552
中播磨	つくし児童園	姫路市	40	○					昭36. 7. 1	670－0806	姫路市増位新町2－37	(0792)88－2501 (0792)24－3173
	白鳥園	姫路市	30	○	○				平 2. 4. 1	670－0806	姫路市増位新町2丁目37	(0792)88－7122 (0792)24－3173
西播磨	児童発達支援センター たんぽぽ	社会福祉法人 あいむ	20	○					平24. 6. 1	679－5165	たつの市新宮町光都 1丁目6－1	0791－58－1181 0791－58－1182
	こども発達さぽーとセンター るぽろ	社会福祉法人 幸	20	○	○		○		平28. 4. 1	671－1573	揖保郡太子町上太田923－1	079－276－6210 079－276－6212
丹波	丹波篠山市児童発達支援センター わかば	社会福祉法人 わかたけ福祉会	20	○					令 2. 4. 1	669－2305	丹波篠山市畑宮324番地2	079－552－0236 079－552－6808

地域別	施　設　名	設置主体	定員	主対象障害					設置年月日	郵便番号	所　在　地	電話番号 FAX
				知的	肢体	難聴	発達	重心				
丹波	丹波市通所支援事業所 も　み　じ	丹　波　市	30	○					平24. 4. 1	669－3464	丹波市氷上町石生2059番地	0795−88−5752 0795−86−7326
豊岡	北但広域療育センター 障害児通所支援事業「すまいる」	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	20	○					平24. 4. 1	668－0065	豊岡市戸牧1029－11	0796−22−8688 0796−22−8811
淡路	淡路市児童発達支援センター ひ　だ　ま　り	アクアスキーム 株式会社	10	○					令 5. 4. 1	656－2132	淡路市志筑新島10－37	0799−64−7571 0799−64−7573
神戸市所管	ひまわり学園	神　戸　市	42	○			○		昭43.11. 1	658－0015	神戸市東灘区本山南町 8丁目3番4号	(078)451−7551 (078)451−7556
	まるやま学園	神　戸　市	92	○	○	○	○		昭34. 5. 1	653－0875	神戸市長田区丸山町2丁目3−50 (神戸市立総合療育センター内)	(078)646−5293 (078)646−5289
	あけぼの学園	神　戸　市	30	○			○		昭42. 5. 1	653－0875	神戸市長田区丸山町2丁目3−50 (神戸市立総合療育センター内)	(078)646−5295 (078)646−5289
	のばら学園	神　戸　市	72	○	○		○		昭48. 7. 1	655－0016	神戸市垂水区高丸8丁目11－14	(078)708−0575 (078)708−0576
	児童発達支援センター おかば学園	社会福祉法人 陽気会	20	○					平24. 8. 1	651－1313	神戸市北区有野中町2丁目5－19	(078)981−7271 (078)981−0825
	しらゆりフレンドリークラブ	社会福祉法人 白百合学園	12						平24.11. 1	651－1144	神戸市北区大脇台12番地の1	(078)594−7788 (078)596−5959
	しらゆりフレンドリークラブ ひがしなだ	社会福祉法人 白百合学園	10	○					平25. 7. 1	658－0081	神戸市東灘区田中町4丁目5－10	(078)441−7288 (078)441−7305
	児童発達支援センター 六甲ふくろうの家	特定非営利活動法人 福祉ネット寿	20	○			○		平28. 2. 1	657－0012	神戸市灘区一王山町8－8	(078)821−2330 (078)855−8225

⑽ **医療型児童発達支援センター**　　施設数 3（公立 2、民間立 1）　　定員 130人

（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行う施設）

地域別	施　設　名	設置主体	定員	主対象障害					設置年月日	郵便番号	所　在　地	電話番号 FAX
				知的	肢体	難聴	発達	重心				
阪神南	たじかの園	尼　崎　市	50		○				昭41.12. 1	661－0024	尼崎市三反田町1－1－1	(06)6423−3289 (06)6423−3244
東播磨	ゆりかご園	社会福祉法人 三田谷治療教育院	40		○				令 4. 4. 1	674－0051	明石市大久保町大窪字 戌亥谷2752	(078)918−5574 (078)918−5579
北播磨	わかあゆ園	北播4市1町事務組合	40		○				昭41. 4. 1	679－0212	加東市下滝野1283－1	(0795)48−3074 (0795)48−0671

⑾ **助産施設**　　施設数 11（公立 8、民間立 3）　　定員 23名

（保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる施設（福祉事務所が措置を行う））

地域別	施　設　名	設置主体	定員	認可設置年月日	郵便番号	所　在　地	電話番号 FAX
阪神南	市立芦屋病院	芦　屋　市	2	昭45. 4. 1	659－8502	芦屋市朝日ヶ丘町39－1	(0797)31−2156 (0797)22−8822
阪神北	市立伊丹病院	伊　丹　市	2	昭55.10. 1	664－8540	伊丹市昆陽池1丁目100	(072)777−3773 (072)781−9888
	三田市民病院	三　田　市	1	平13. 1. 1	669－1321	三田市けやき台3丁目1－1	(079)565−8000 (079)565−8015
北播磨	西脇市立西脇病院	西　脇　市	1	昭48.10.25	677－0043	西脇市下戸田652－1	(0795)22−0111 (0795)23−0699
但馬	公立八鹿病院	一部事務組合	5	昭63. 4. 1	667－8555	養父市八鹿町八鹿1878－1	(079)662−5555 (079)662−3134
	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	1	平30. 4. 1	668－8501	豊岡市戸牧1094	(0796)22−6111 (0796)22−0170
神戸市所管	神戸市立医療センター 中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	3	昭47. 4. 1	650－0047	神戸市中央区港島南町 2丁目1－1	(078)302−4321 (078)302−7537
	神戸市立医療センター 西市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	2	昭47. 4. 1	653－0013	神戸市長田区一番町2丁目4	(078)576−5251 (078)576−5358
	済生会兵庫県病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部兵庫県済生会	2	昭53. 4. 1	651－1302	神戸市北区藤原台中町 5丁目1－1	(078)987−2222 (078)987−2221
	神戸市立西神戸医療センター	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	2	平 7. 1. 1	651－2273	神戸市西区糀台5丁目7－1	(078)997−2200 (078)997−2220
明石市所管	博愛産科婦人科	医療法人社団 博愛産科婦人科	2	平20. 4. 1	674－0094	明石市二見町西二見450－5	(078)941−8803

「児童の権利に関する条約」の概要

条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国の間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に目を向け、子どもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律があるのですが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

■ 条約の主な内容

1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

児　　童　　憲　　章

（昭和26年５月５日宣言）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

1　すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2　すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3　すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4　すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5　すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6　すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7　すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8　すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9　すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10　すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11　すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12　すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

ひょうごの児童相談

発　行	令和５年７月 兵庫県中央こども家庭センター
所在地	〒673-0021 明石市北王子町13-５
電　話	（０７８）９２３－９９６６
ＦＡＸ	（０７８）９２４－００３３
E-mail	Chuuoukodomo@pref.hyogo.lg.jp